

I 総則

1 総 則

1. 目 的

この要領は、航空従事者技能証明等に関する事務を適正かつ迅速確実に処理することを目的として定めたものである。

2. 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法：航空法をいう。
- (2) 規則：航空法施行規則をいう。
- (3) 本省：国土交通省航空局安全部安全政策課をいう。
- (4) 地方局(地方航空局)：東京航空局保安部運航課(試験官を含む。)及び大阪航空局保安部運航課(試験官を含む。)をいう。
- (5) 航空大学校：独立行政法人航空大学校をいう。
- (6) 指定養成施設：指定航空従事者養成施設をいう。
- (7) 指定エアライン：指定航空英語能力判定航空運送事業者をいう。
- (8) 技能証明等：法第22条による航空従事者技能証明、法第29条の2による技能証明の限定の変更、法第33条による航空英語能力証明、法第34条による計器飛行証明及び操縦教育証明並びに法第78条による運航管理者技能検定をいう。
- (9) 航空経歴：規則別表第二の飛行経歴その他の経歴をいう。
- (10) 外国のライセンス：外国政府の授与した航空従事者の技能に係る資格証書及び運航管理者の技能検定に係る合格証書をいう。
- (11) 陸上単発機：陸上単発タービン機及び陸上単発ピストン機をいう。
陸上多発機：陸上多発タービン機及び陸上多発ピストン機をいう。
水上単発機：水上単発タービン機及び水上単発ピストン機をいう。
水上多発機：水上多発タービン機及び水上多発ピストン機をいう。
- (12) 動力滑空機：曳航装置なし動力滑空機及び曳航装置付き動力滑空機をいう。

3. 効 力

技能証明等に関する事務処理は、関連法令によるもののほか、本要領及び関連通達により行う。

Ⅱ 技能証明等の申請の受理

技能証明等の申請の受理

1. 申請の種類

- (1) 規則第 42 条による技能証明の申請
- (2) 規則第 57 条による技能証明の限定の変更申請
- (3) 規則第 63 条による航空英語能力証明の申請
- (4) 規則第 64 条による計器飛行証明の申請
- (5) 規則第 64 条による操縦教育証明の申請
- (6) 規則第 168 条による運航管理者技能検定の申請

2. 申請の受理の管轄区分

申請書の受理の管轄区分は、申請に係る技能証明等を取得するために必要な学科試験及び実地試験の受験区分によって次のとおりとする。

(1) 学科試験受験関係書類の受理の管轄区分

学科試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局において受理する。

なお、科目ごとに別々の地域で学科試験を受ける等、受験希望地の管轄が両局に跨る場合は、どちらか一方の地方航空局へと申請を行う。申請受理後に受験希望地が変更となった場合においても申請受理した地方航空局が引き続き事務処理を行うこととする。

(2) 実地試験受験関係書類の受理の管轄区分

(ア) 学科試験の免除を受ける者が実地試験受験関係書類を提出する場合

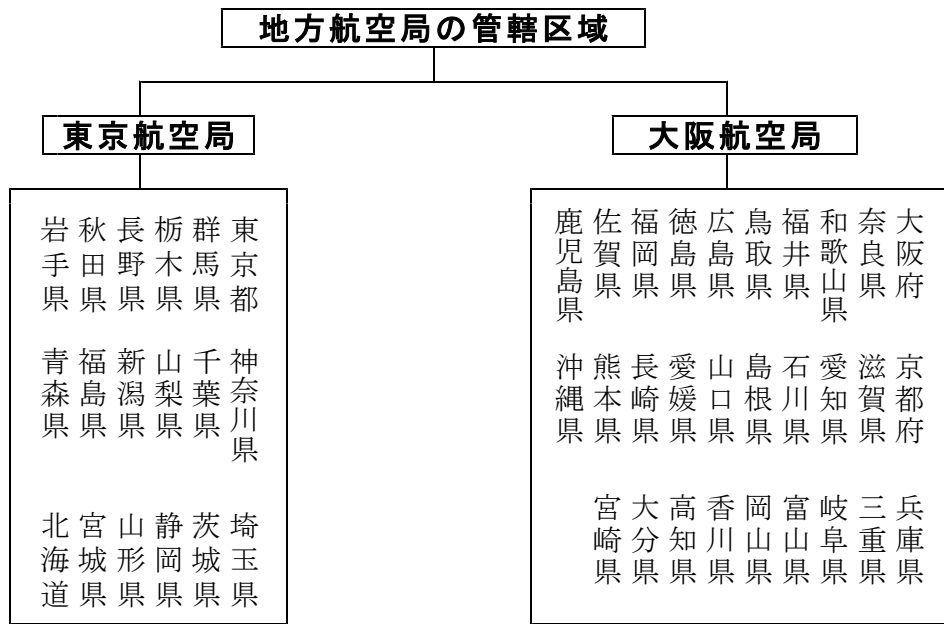
関係書類の受理は実地試験を行う管轄区分のとおりとする。また、実地試験を行う管轄区分が地方航空局の場合には、実地試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局において申請書とともに受理する。

(イ) 学科試験に合格した者又は免除を受けた者が実地試験受験関係書類を提出する場合

関係書類の受理は実地試験を行う管轄区分のとおりとする。なお、実地試験を行う管轄区分が地方航空局の場合には、学科試験の受験地を管轄区域とする地方航空局において受理する。

(3) 学科試験及び実地試験を両方とも受験する必要がない申請者の場合

申請者の現住所を管轄区域とする地方航空局において受理する。ただし、航空英語能力証明については本省において受理する。



実地試験を行う管轄区分

本省

航空局安全部安全政策課
〒100-8918 千代田区霞が関2の1の3
☎03-5253-8111 内線50316

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 定期運送用操縦士
<input type="checkbox"/> 准定期運送用操縦士
<input type="checkbox"/> 一等航空士
<input type="checkbox"/> 二等航空士
<input type="checkbox"/> 航空機関士
<input type="checkbox"/> 航空英語能力証明
<input type="checkbox"/> 本邦外で行う実地試験 | <input type="checkbox"/> 一等航空整備士(飛)
<input type="checkbox"/> 一等航空運航整備士(飛)
<input type="checkbox"/> 運航管理者
<input type="checkbox"/> 限定変更
[本省管轄資格]
<input type="checkbox"/> 限定変更
[操縦士(飛)の資格で型式限定を必要とするもの] |
|---|--|

地方航空局

東京航空局保安部運航課
〒102-0074 千代田区九段南1の1の15 九段第二合同庁舎
☎03-5275-9321

大阪航空局保安部運航課
〒540-8559 大阪市中央区大手前3の1の41 大手前合同庁舎
☎06-6937-2781

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 事業用操縦士
<input type="checkbox"/> 自家用操縦士
<input type="checkbox"/> 一等航空整備士
[本省に係るものを除く]
<input type="checkbox"/> 二等航空整備士
<input type="checkbox"/> 一等航空運航整備士
[本省に係るものを除く] | <input type="checkbox"/> 二等航空運航整備士
<input type="checkbox"/> 航空工場整備士
<input type="checkbox"/> 計器飛行証明
<input type="checkbox"/> 操縦教育証明
<input type="checkbox"/> 限定変更
[本省に係るものを除く] |
|--|---|

- ①：学科試験を受けた者
 (学科試験申込みを行った地方局(本省管轄を除く))
- ②：学科試験の免除者
 (実地試験を受ける地域を管轄する地方局(本省管轄を除く))

Ⅲ 申請書類 技能証明申請

技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

技能証明等の申請書類

技能証明等の申請に必要な書類は次のとおりとする。

技能証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、公的機関から発行されるものを除く。）

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 技能証明申請書（規則第19号様式）----- 1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 規則第48条の2により、学科試験の科目免除を申請する者にあつては、規則第47条の学科試験結果通知書（本信）----- 1通

(エ) 規則第49条により、申請に係る資格以外の技能証明を有する者が試験の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明の写し----- 1通

(オ) 規則第50条により、外国政府の技能証明書を有する者が科目の免除を申請する場合には、当該証明書の写し----- 1通

〔回転翼航空機の場合は、外国で実地試験を受けた部分を含むLogbookの写しを添付すること。〕

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマネントライセンスの写しの提出が必要

(カ) 返信用封筒

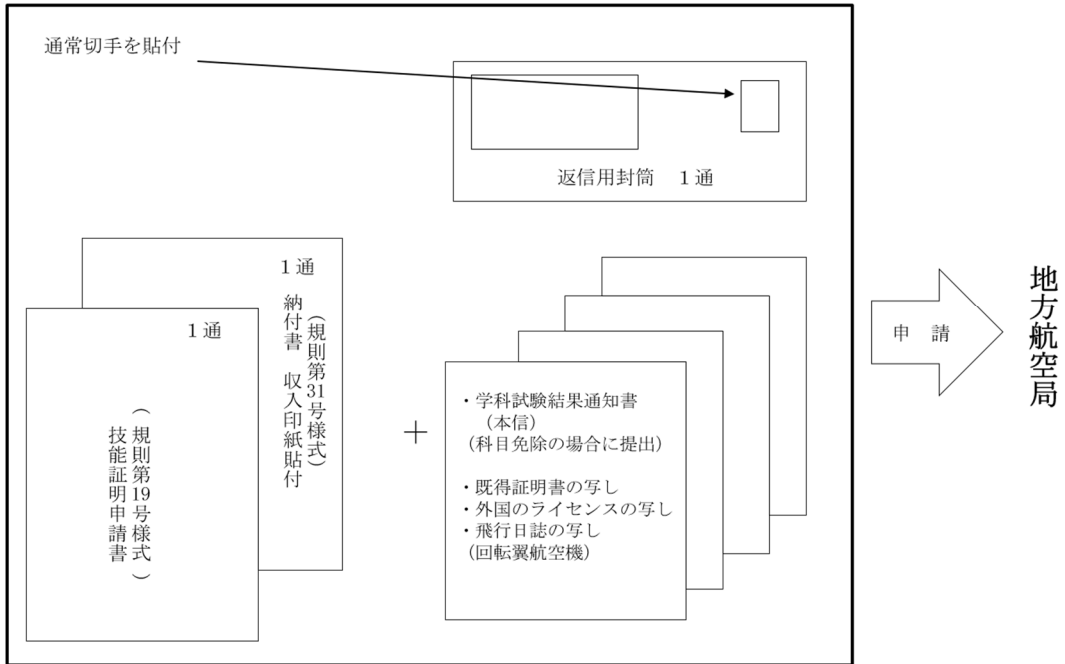
受験申請受理通知書及び結果通知書送付用（通常切手を貼付）----- 2通
指定の窓付封筒

(2) 学科試験受験時

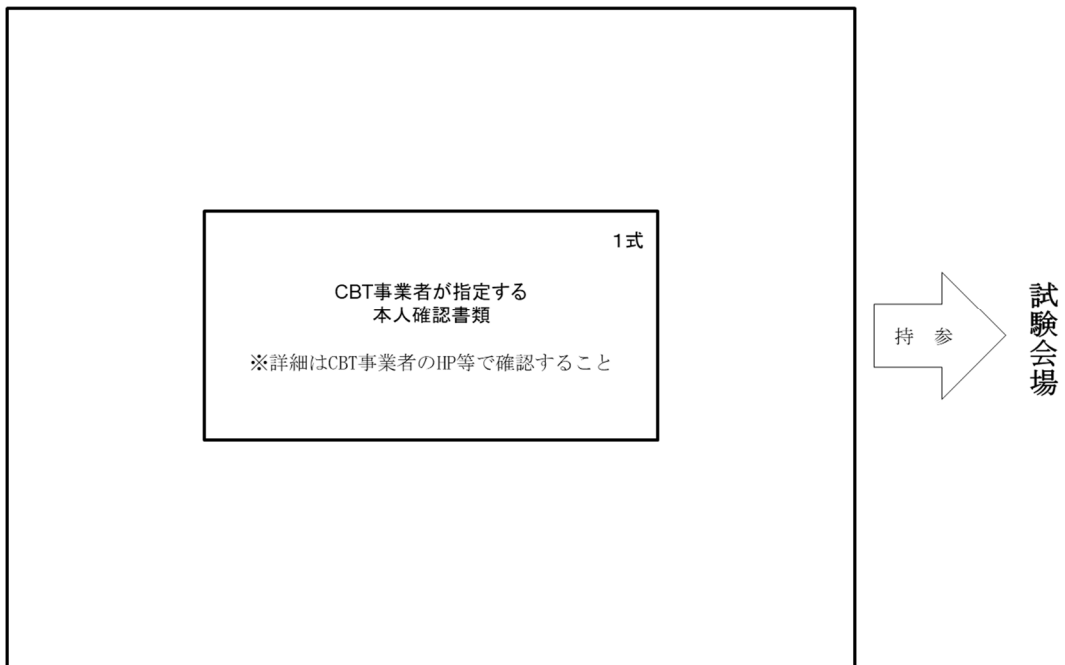
(ア) CBTの運営サービスを行う事業者（再委託先を含む。）（以下、「CBT事業者」とする）が指定する本人確認書類----- 1式

〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



学科試験受験時



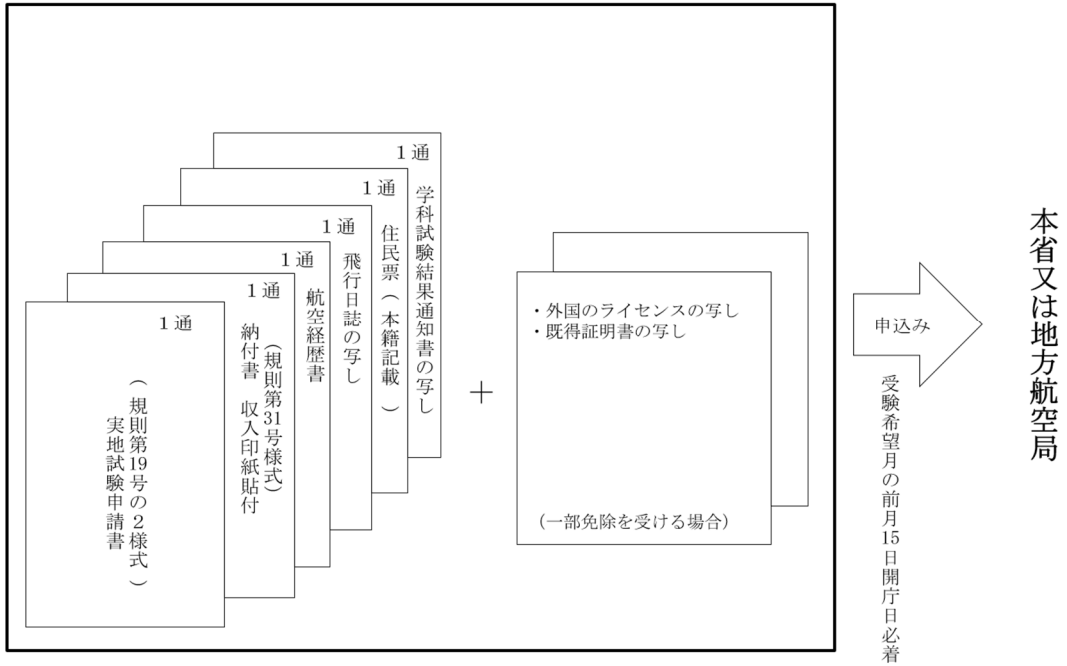
(3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 航空経歴書 ----- 1 通
 { 操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌(Log-book)の最新の飛行時間 50 時間以上（自家用操縦士においては 40 時間以上、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間）を含む部分のコピーを添付すること。 }
- (エ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1 通
- (オ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
- (キ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通
- ※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマネントライセンスの写しの提出が必要

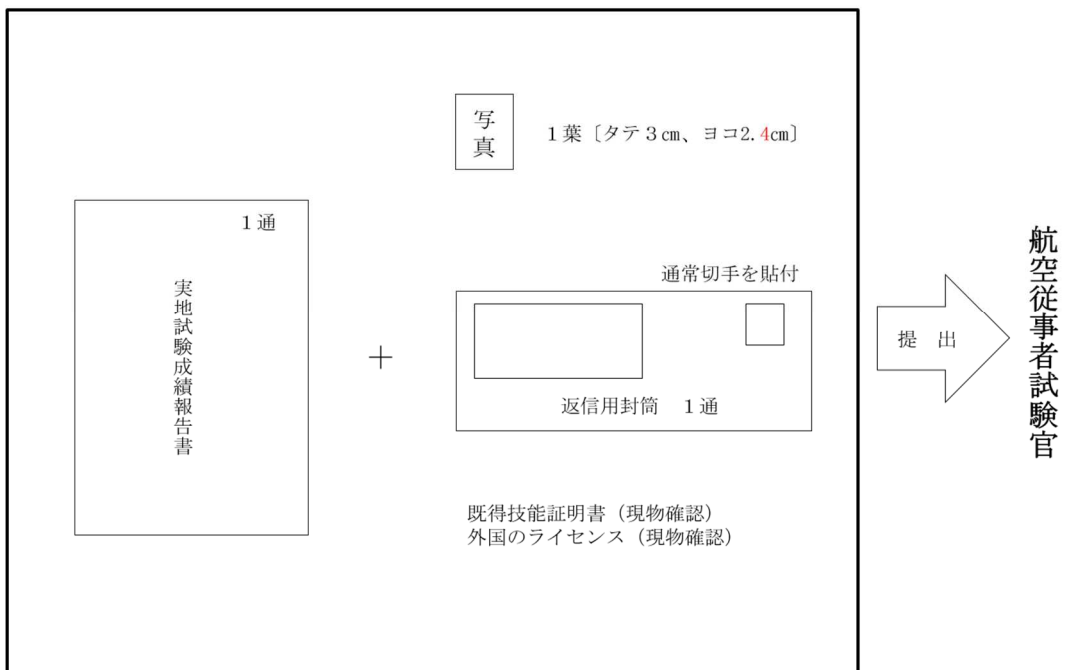
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 写真----- 1 葉
 { 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したものを。裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。タテ 3 cm、ヨコ 2.4cm。 }
- (ウ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (エ) 外国のライセンス（現物確認のため）
- ※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写しも提出すること
- (オ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用）----- 1 通
〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験申込時



技能証明申請書類・学科試験のみ受験する場合

※ 外国のライセンス切替（自家用操縦士）についてはページ 20 を参照。

CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及び CBT 事業者等の HP において当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

2. 学科試験のみ受験する必要がある者

〔航空大学校、指定養成施設、航空通信士の場合〕

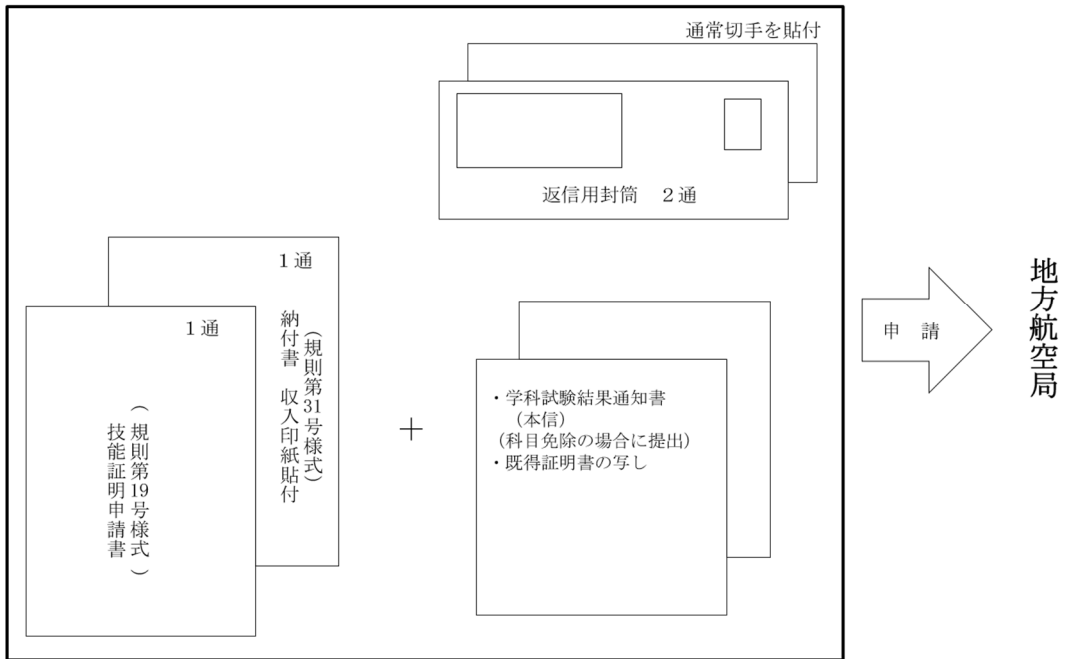
(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 技能証明申請書（規則第 19 号様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 規則第 48 条の 2 により、学科試験の科目免除を申請する者にあつては、規則第 47 条の学科試験結果通知書（本信）----- 1 通
- (エ) 規則第 49 条により、申請に係る資格以外の技能証明を有する者が学科試験の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明書の写し
----- 1 通
- (オ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2 通
〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

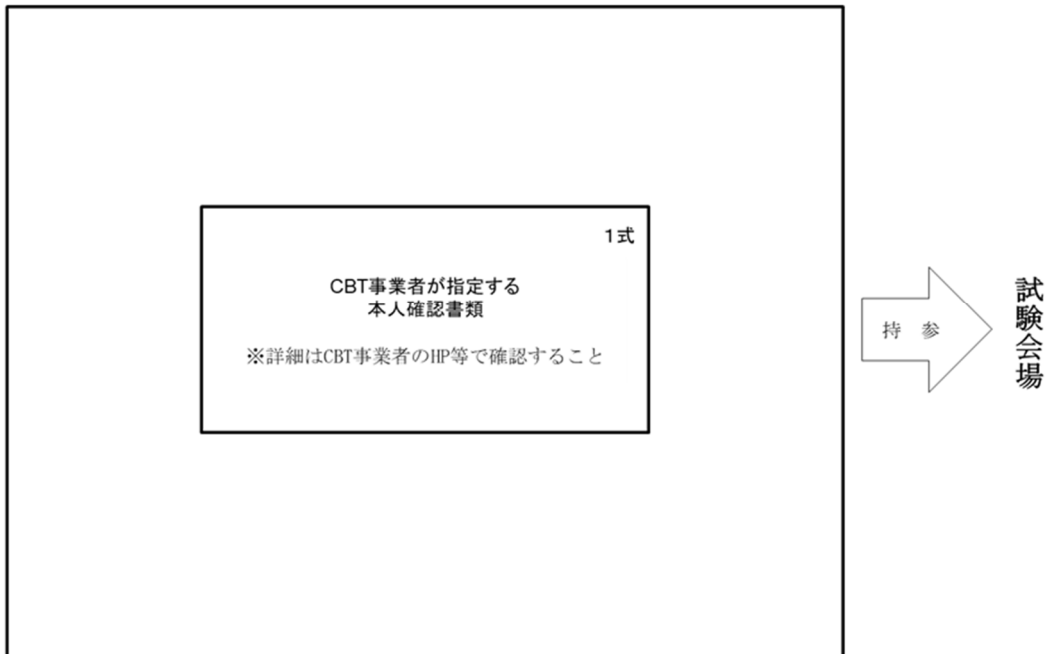
(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT 事業者が指定する本人確認書類----- 1 式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時

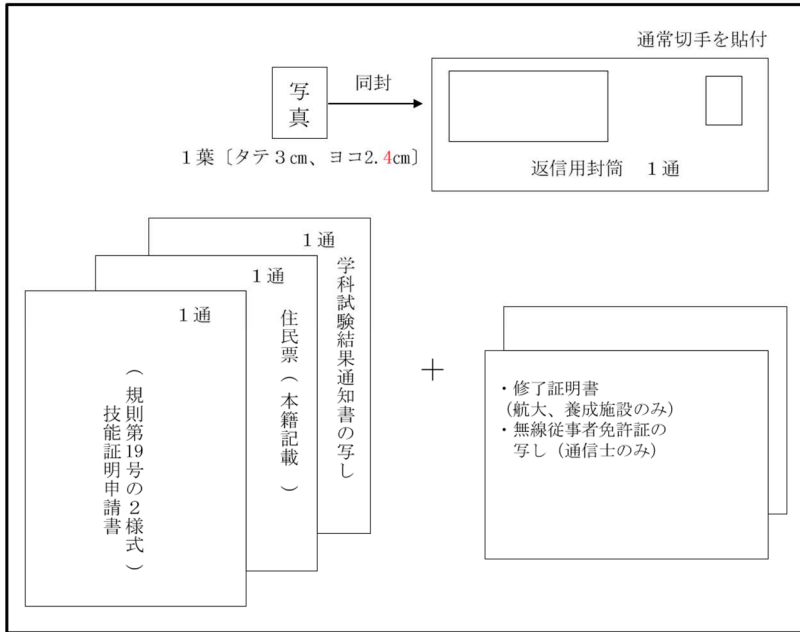


学科試験受験時



- (3) 交付申請時（申請書提出日から2年以内）
- (7) 技能証明申請書（規則第19号の2様式）----- 1通
 [実地免除申請用。教育機関名称及び修了年月日を記入]
- (イ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ。）----- 1通
- (ウ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1通
- (エ) 写真----- 1葉
 { 受験前6ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したものを。
 裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 タテ3cm、ヨコ2.4cm。 }
- (オ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通
- (カ) 無線従事者免許証の写し（通信士のみ。） ----- 1通
- (キ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送
 付用）----- 1通
 [指定封筒（通常切手を貼付）]

交付申請時



(注) 航大及び指定養成施設は本省に提出
地方航空局 (学科試験受験申込みを行った地方局)

 技能証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

3. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔再実地の申請者、技能証明等の既得者の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 航空経歴書 ----- 1 通

（操縦士、航空機関士及び航空士の場合は、飛行日誌 (Logbook) の最新の飛行時間 50 時間以上（自家用操縦士においては 40 時間以上、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空機については 15 時間以上の飛行時間）を含む部分のコピーを添付すること。

(エ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1 通

(オ) 学科試験結果通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通

(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンスの写しの提出が必要

(ク) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通

(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

(ア) 実地試験成績報告書----- 1 通

(イ) 写真----- 1 葉

（受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したものを。裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。）

(ウ) 既得技能証明書（現物確認のため）

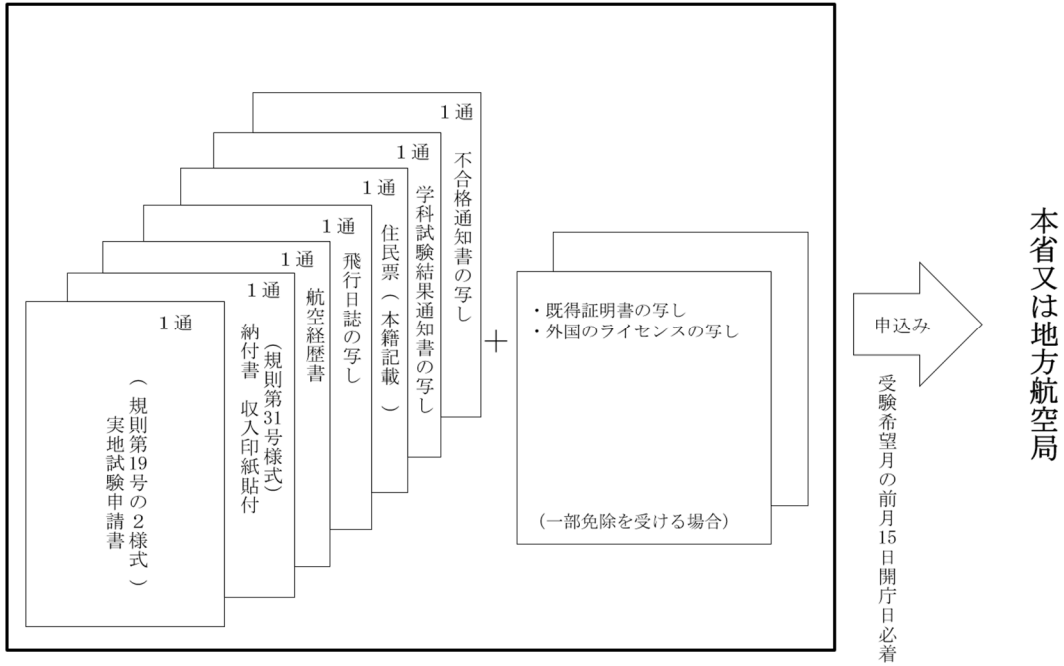
(エ) 外国のライセンス（現物確認のため）

※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写しも提出すること

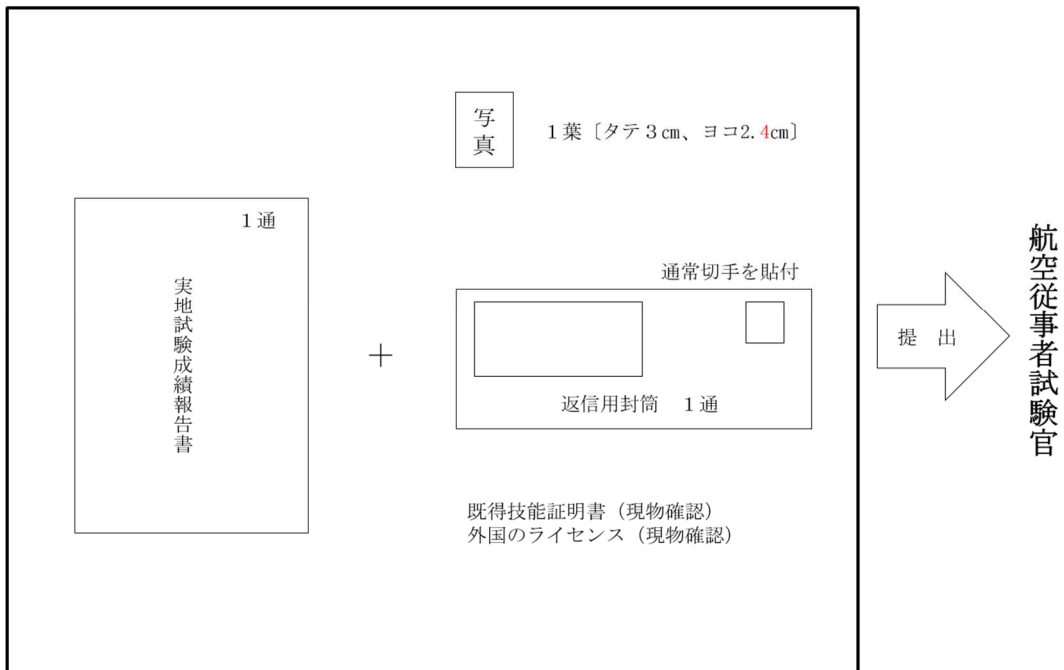
(オ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用）----- 1 通

〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験申込時



技能証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合

4. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要のない者

〔航空通信士、動力滑空機に係る自家用操縦士（自家用操縦士（飛：陸上単発）と事業用操縦士（上級滑空機）の技能証明を併有する場合のみ）の場合〕

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通

(イ) 写真 ----- 1 葉

〔 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したものを。 〕
 裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 〔 タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。 〕

(ウ) 航空経歴書（操縦士の場合に限る。） ----- 1 葉

〔 操縦士の場合は、2 時間以上の滑空及び 5 回以上の滑空による着陸を含む部分の飛行日誌 (Logbook) のコピーを添付すること。 〕

(エ) 住民票（本籍の記載されたもの。） ----- 1 通

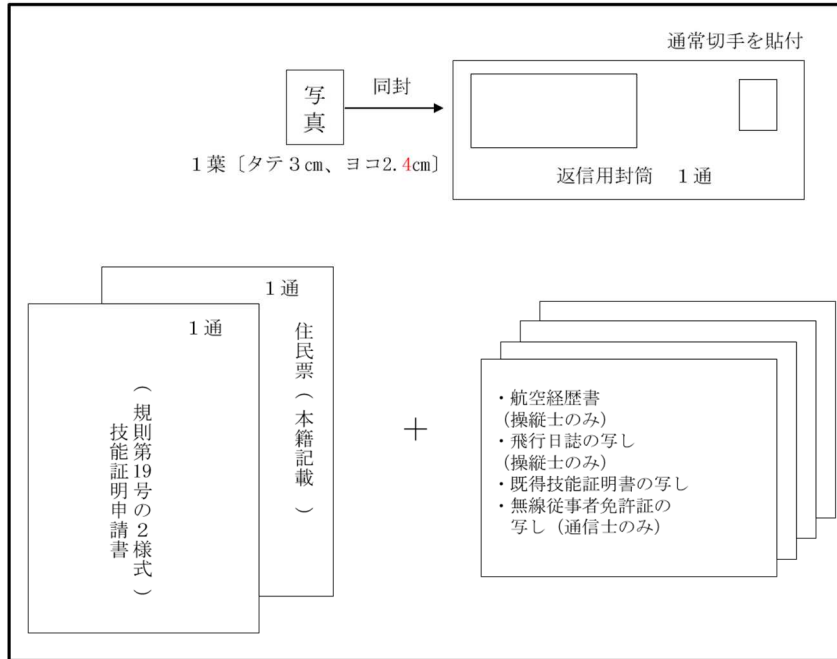
(オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(カ) 無線従事者免許証の写し（航空通信士の場合に限る。） ---- 1 通

(キ) 返信用窓付封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用） ----- 1 通

〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

交付申請時



地方航空局 (申請者の住所を所管する地方局)

技能証明申請書類 申請資格：自家用操縦士（外国のライセンス切替）

技能証明等の申請に必要な書類は次のとおりとする。

技能証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、公的機関から発行されたものを除く。）

○ 型式限定を必要とする場合は、学科及び実地試験の両方を受験する必要があるのでページ8を参照。

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験のみ受験する必要がある者

(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 技能証明申請書（規則第19号様式）----- 1通
- (イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 外国ライセンスの写し ----- 1通
※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマネントライセンスの写しの提出が必要
- (エ) 返信用窓付封筒
受験申請受理通知書及び結果通知書送付用（通常切手を貼付） ---- 2通
指定の窓付封筒

(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕
- (3) 交付申請時（(1)の申請書提出日から2年以内）
- (ア) 技能証明申請書（規則第19号の2様式）----- 1通
〔実地試験免除申請用。申請書の外国ライセンス欄に国名、資格及び番号を記入〕
- (イ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1通
- (ウ) 写真----- 1葉
〔 受験前6ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。〕
〔 タテ3cm、ヨコ2.4cm。〕
- (エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1通
- (オ) 航空経歴書 ----- 1通
- (カ) 飛行日誌(Logbook)のコピー(光学的方法により複写したもの)-- 1通
 - ① 飛・回（最新の飛行時間40時間以上が含まれていること。野外飛行、夜間飛行及び実地試験を受けた部分並びに回転翼を申請す

る者はオートローテーションによる着陸が含まれていること。)

※ 野外飛行(単独飛行5時間、270km(回は180km)、2回の生地着陸)

※ 夜間飛行(同乗教育、離陸着陸及び航法を含む。)

② 上級滑空機(最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空3時間以上、曳航滑空30回以上、失速からの回復)

③ 曳航装置なし動力滑空機(最新の項及び実地試験を受けた部分、野外120kmで1回以上の生地着陸、単独滑空3時間以上で10回以上の滑空着陸、15時間の単独動力飛行、10回以上の発動機作動着陸、失速からの回復)

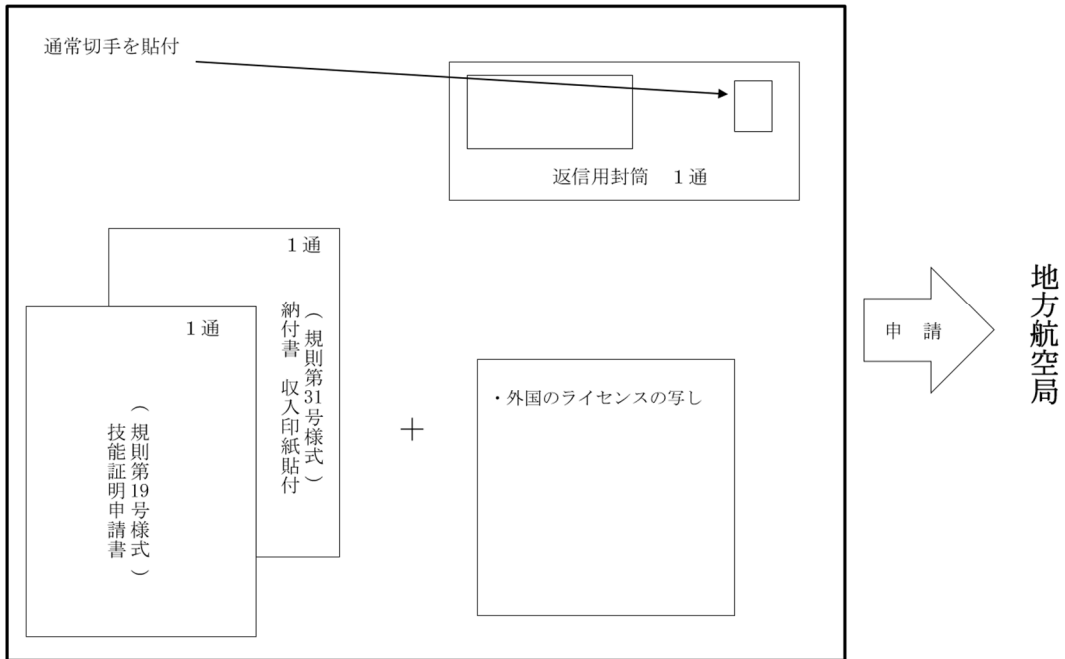
④ 曳航装置付き動力滑空機(最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空3時間以上で10回以上の滑空着陸、15時間の単独動力飛行、10回以上の発動機作動着陸、曳航滑空30回以上、失速からの回復)

(キ) 外国のライセンスの写し ----- 1通

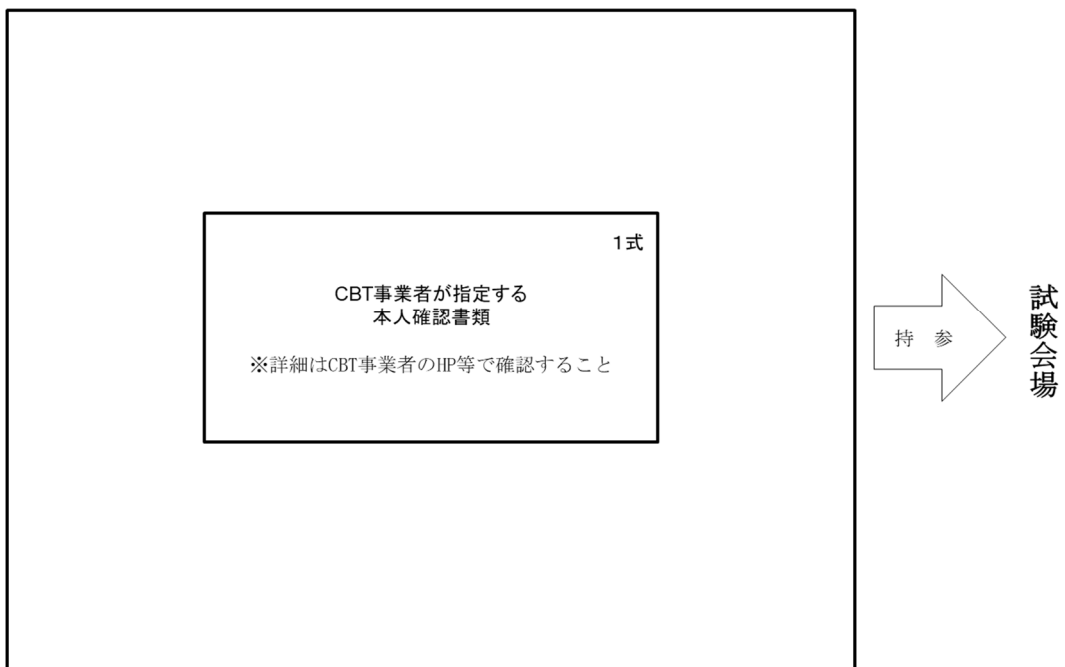
(ク) 返信用窓付封筒(技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用)----- 1通

[指定封筒(通常切手を貼付)]

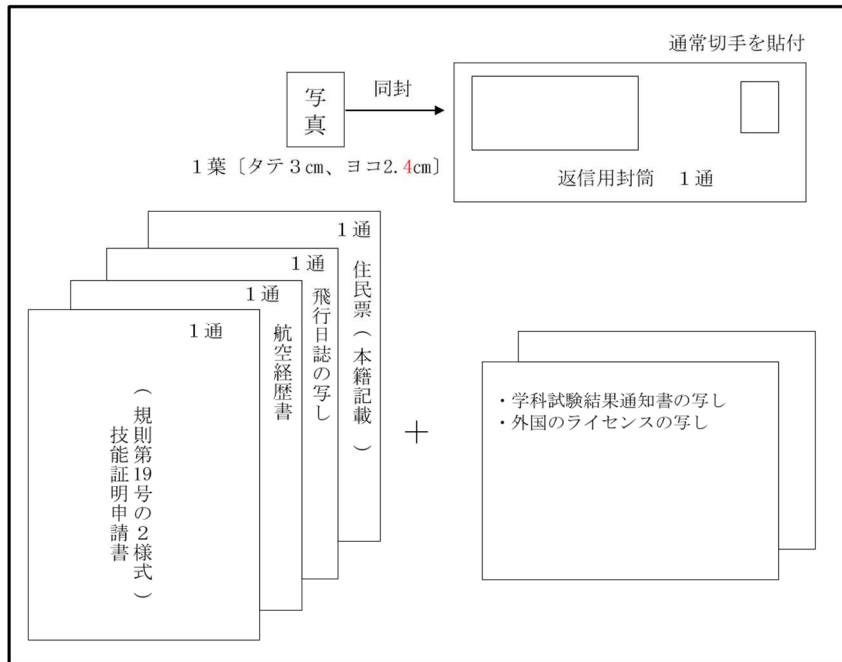
学科試験受験申込時



学科試験受験時



交付申請時



地方航空局 (申請者の住所を所管する地方局)

2. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要のない者

例：既得の我が国の技能証明により、学科試験のすべてが免除される場合

(1) 交付申請時

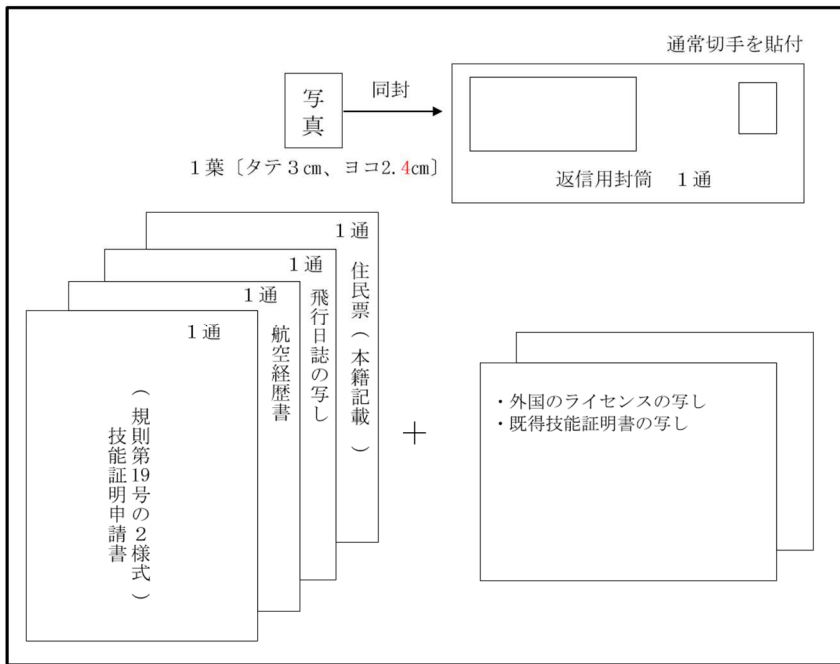
- (ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
 [学科及び実地試験免除申請用。申請書の外国ライセンス欄に国名、資格及び番号を記入]
- (イ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ。）----- 1 通
- (ロ) 住民票（本籍地の記載されたもの）----- 1 通
- (エ) 写真----- 1 葉
 {申請前 6 ヶ月以内で脱帽、上三分身、無背景を写したもの。
 {タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。}
- (オ) 航空経歴書 ----- 1 通
- (カ) 飛行日誌 (Logbook) のコピー (光学的方法により複写したもの) -- 1 通
- ① 飛・回 (最新の飛行時間 40 時間以上が含まれていること。野外飛行、夜間飛行及び実地試験を受けた部分並びに回転翼を申請する者はオートローテーションによる着陸が含まれていること。)
 ※ 野外飛行 (単独飛行 5 時間、270km (回は 180km)、2 回の生地着陸)
 ※ 夜間飛行 (同乗教育、離陸着陸及び航法を含む。)
- ② 上級滑空機 (最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空 3 時間以上、曳航滑空 30 回以上、失速からの回復)
- ③ 曳航装置なし動力滑空機 (最新の項及び実地試験を受けた部分、野外 120km で 1 回以上の生地着陸、単独滑空 3 時間以上で 10 回以上の滑空着陸、15 時間の単独動力飛行、10 回以上の発動機作動着陸、失速からの回復)
- ④ 曳航装置付き動力滑空機 (最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空 3 時間以上で 10 回以上の滑空着陸、15 時間の単独動力飛行、10 回以上の発動機作動着陸、曳航滑空 30 回以上、失速からの回復)
- (キ) 既得の我が国の技能証明書の写し ----- 1 通

(ク) 外国のライセンスの写し ----- 1 通

(ケ) 返信用封筒（技能証明書の交付通知及び登録免許税納付書送付用
----- 1 通

〔指定の窓付封筒（通常切手を添付）

交付申請時



地方航空局（申請者の住所を所管する地方局）

IV 申請書類 限定変更申請

限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

限定変更申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

（整備士の等級の限定変更（ピストン→タービン、タービン→ピストン）、滑空機に係る操縦士若しくは整備士の等級の限定変更（上級滑空機又は中級滑空機から曳航装置なし動力滑空機又は曳航装置付き動力滑空機への場合のみ）又は航空工場整備士に係る業務の種類）の限定変更の場合

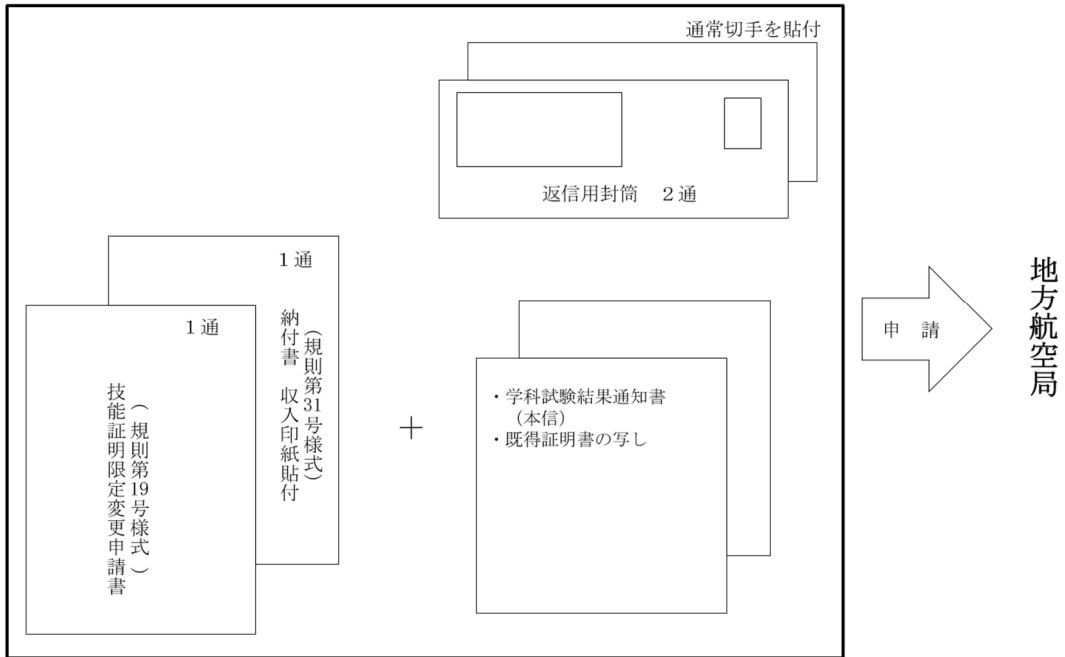
(1) 学科試験受験申込時

- (ア) 技能証明申請書（規則第19号様式）----- 1通
- (イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 規則第48条の2により、学科試験の科目免除を申請する者にあつては、規則第47条の学科試験結果通知書（本信）----- 1通
- (エ) 規則第49条により、申請に係る資格以外の技能証明書を有する者が試験の免除を申請する場合には、当該既得の技能証明書の写し ----- 1通
- (オ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用） ----- 2通
〔指定封筒（通常切手を添付）〕

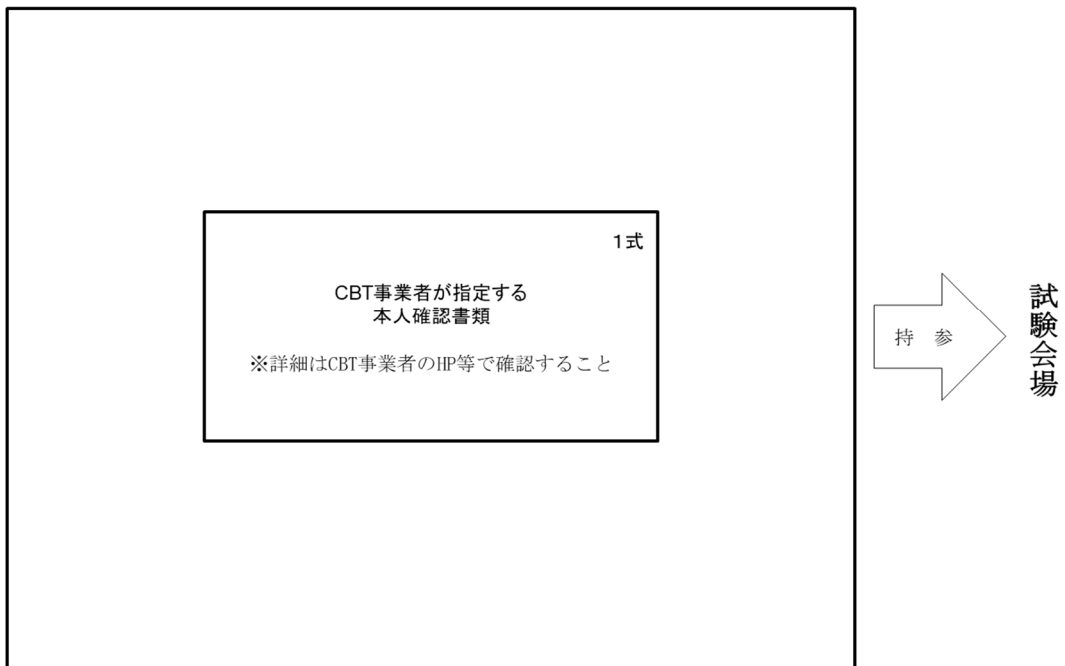
(2) 学科試験受験時

- (ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式
〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時

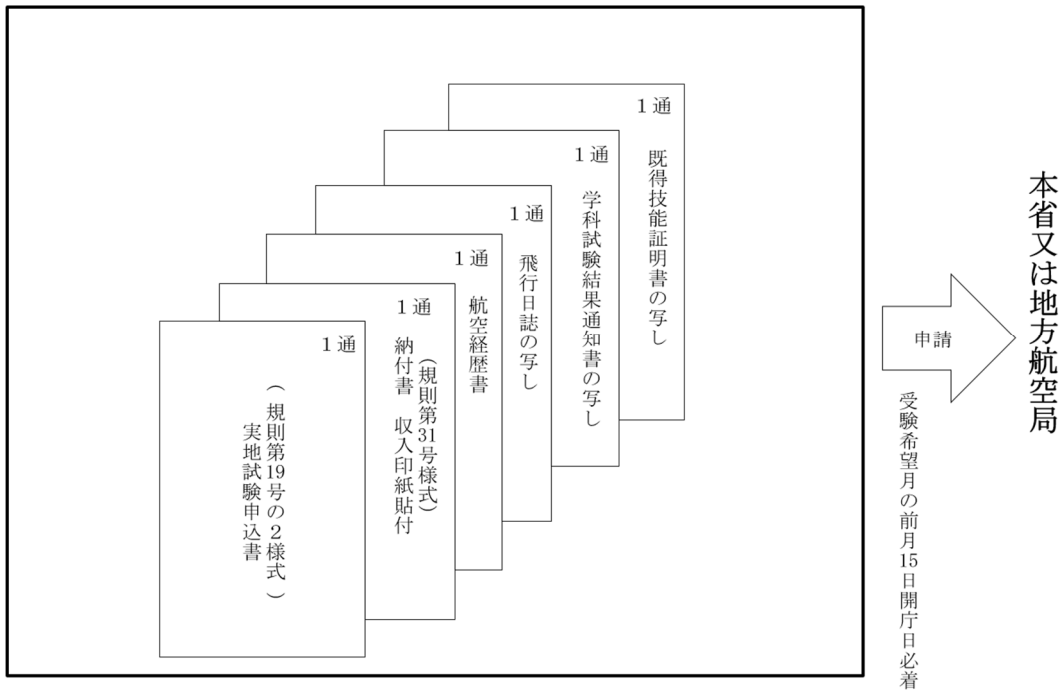


学科試験受験時

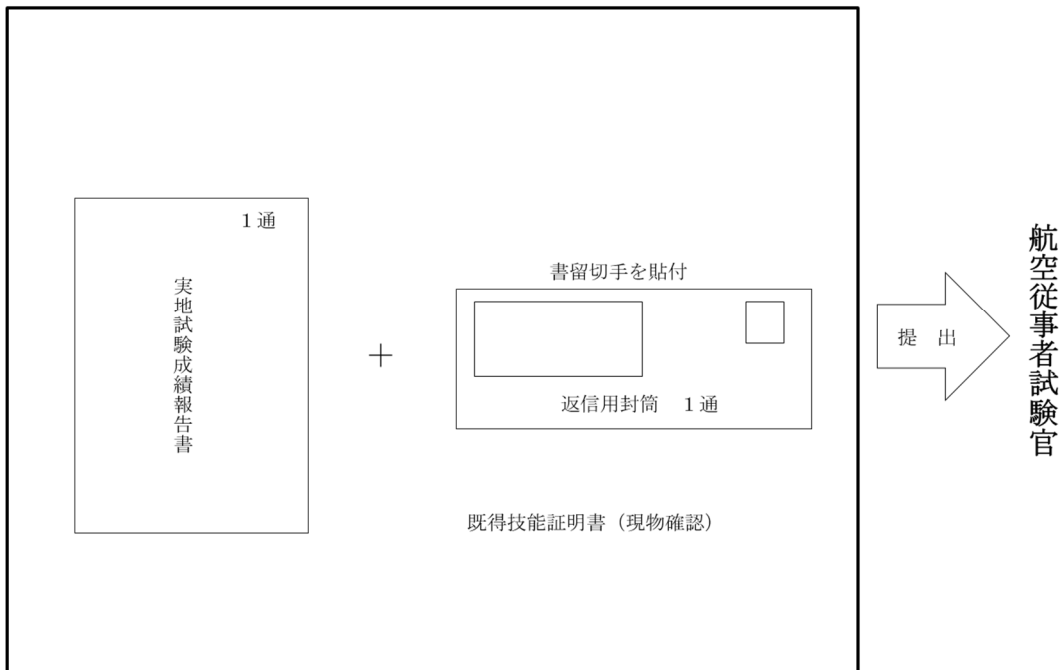


- (3) 実地試験受験申込時
- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
 [手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]
- (ウ) 航空経歴書 ----- 1 通
 [操縦士、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空
 機については 15 時間以上の飛行時間を含む部分の Logbook
 のコピーを添付すること。]
- (エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
- (4) 実地試験受験時 [航空従事者試験官に提出すること。]
- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（限定変更証明書の送付用）----- 1 通
 [指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）]

実地試験受験申込時



実地試験受験時



 限定変更申請書類・実地試験のみ受験する場合

2. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔通常の限定変更、再実地試験の申請者の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

(ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 航空経歴書（滑空機に係る操縦士及び学科受験者で再実地を受ける場合）----- 1 通

}	操縦士、上級滑空機については 30 回以上の滑空、動力滑空
	機については 15 時間以上の飛行時間を含む部分の Logbook

 のコピーを添付すること。

(エ) 学科試験結果通知書の写し（学科受験者で再実地を受ける場合）---- 1 通

(オ) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける場合）----- 1 通

(カ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(2) 学科試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

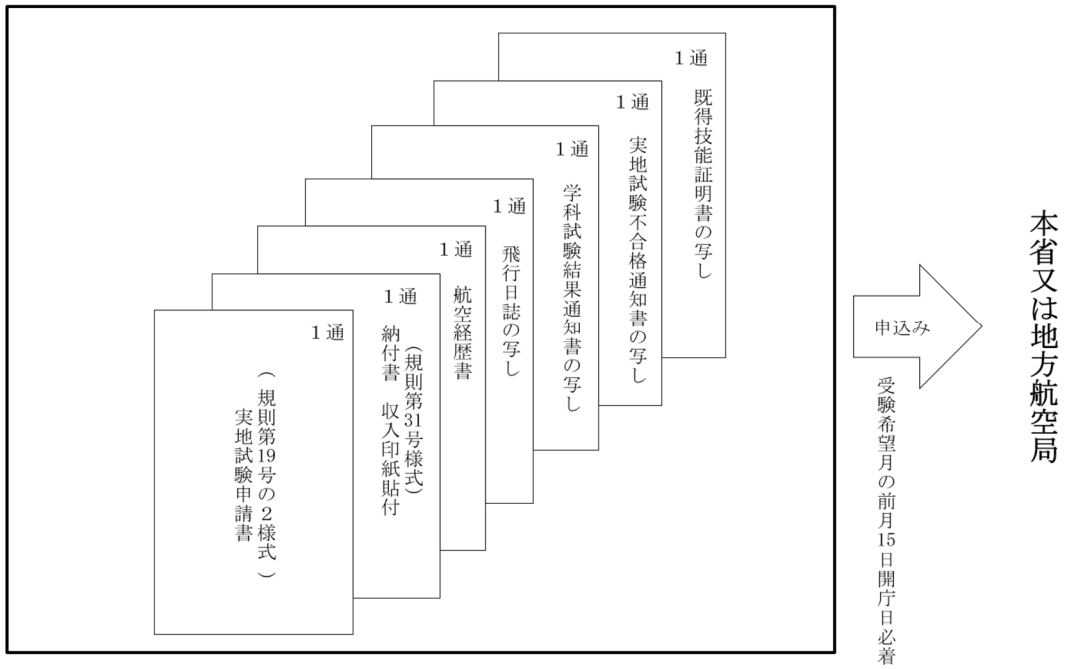
(ア) 実地試験成績報告書 ----- 1 通

(イ) 既得技能証明書（現物確認のため）

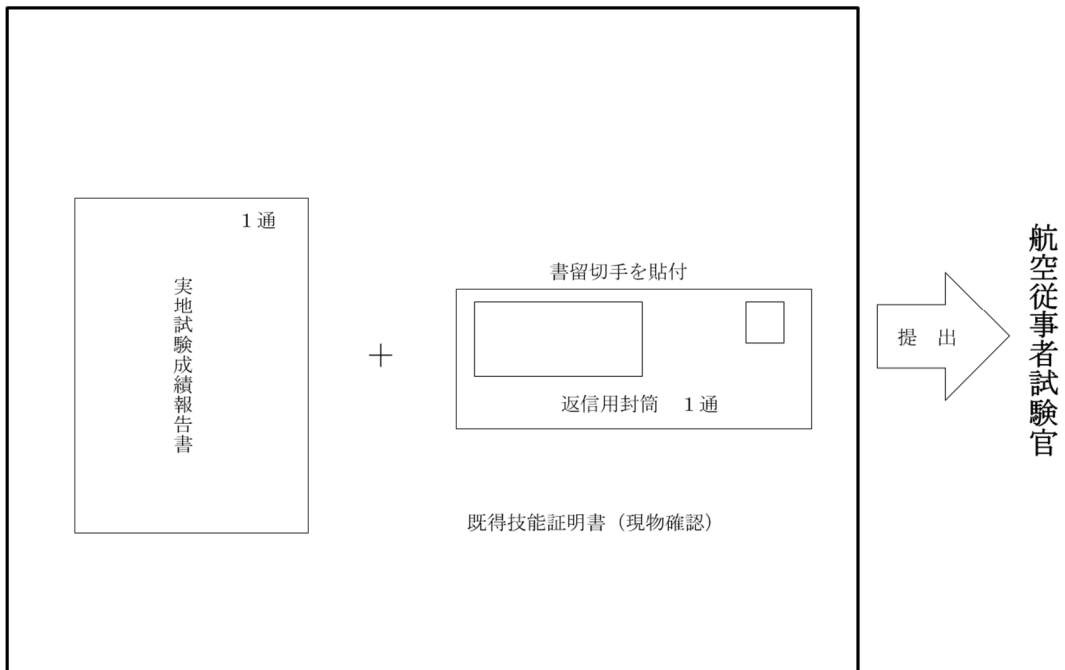
(ウ) 返信用窓付封筒（限定変更証明書の送付用）----- 1 通

〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



限定変更申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない場合

※ 外国ライセンスの切替（自家用操縦士）については、ページ 36 を参照。

3. 学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要のない者

〔航空大学校、指定養成施設、滑空機に係る操縦士の等級の限定変更及び動力滑空機に係る二等航空整備士の限定変更（一・二等航空整備士（飛又は船：発動機に係る等級限定が同一の場合）と二等航空整備士（上級滑空機）の技能証明を併有する場合のみ）の場合〕

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式） ----- 1 通

(イ) 航空経歴書（滑空機に係る操縦士であって、操縦士（飛：陸上単発）と操縦士（上級滑空機）の技能証明を併有する場合に限る。） ----- 1 通

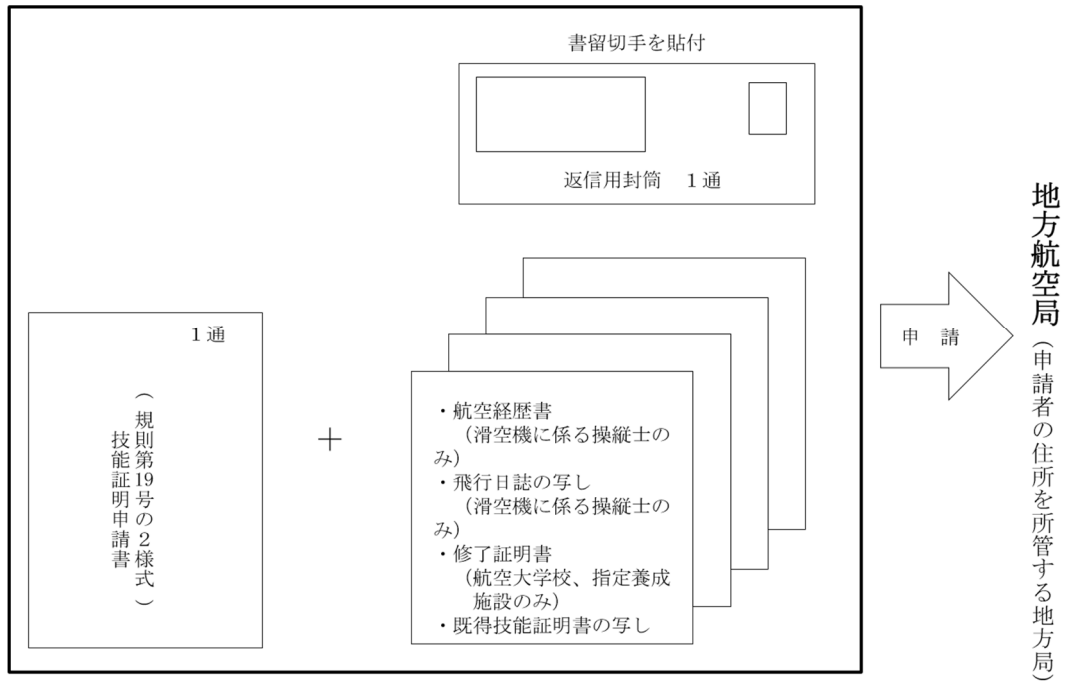
- ①事業用操縦士の動力滑空機への等級限定変更の場合は、単独滑空 10 時間以上で 10 回以上の滑空着陸を含む部分
 ②自家用操縦士の動力滑空機への等級限定変更の場合は、滑空 2 時間以上で 5 回以上の滑空着陸を含む部分
 の飛行日誌(Logbook)のコピーを添付すること。

(ウ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ。） ----- 1 通

(エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

(オ) 返信用窓付封筒（限定変更証明書の送付用） ----- 1 通
 〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

交付申請時



限定変更申請書類 申請資格：自家用・事業用操縦士（外国のライセンス切替）

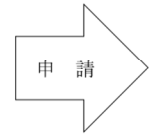
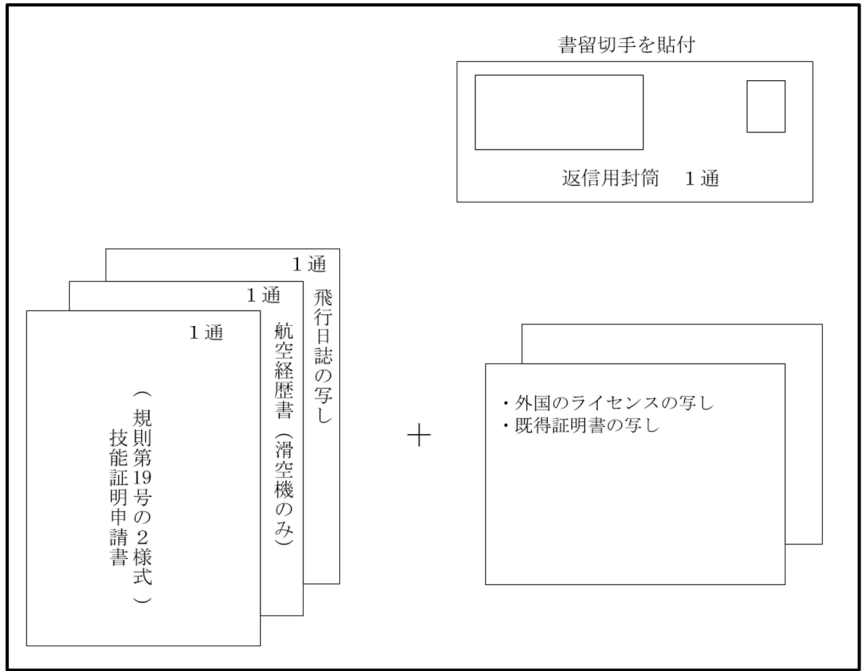
限定変更の申請に必要な書類は次のとおりとする。

限定変更申請（提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、公的機関から発行されるものを除く。）

- 型式限定を必要とする場合は、実地試験を受験する必要があるのでページ32を参照。

- 1. 技能証明限定変更申請書（規則第19号の2様式）----- 1通
 [実地試験免除申請用。申請書の外国のライセンス欄に国名、資格及び番号を記入]
- 2. 航空経歴書（滑空機のみ）----- 1通
- 3. 飛行日誌（Logbook）のコピー（光学的方法により複写したもの）-- 1通
 - ① 飛・回（実地試験を受けた部分）
 - ② 上級滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空3時間以上、曳航滑空30回以上、失速からの回復）
 - ③ 曳航装置なし動力滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、野外120kmで1回以上の生地着陸、単独滑空3時間以上で10回以上の滑空着陸、15時間の単独動力飛行、10回以上の発動機作動着陸、失速からの回復）
 - ④ 曳航装置付き動力滑空機（最新の項及び実地試験を受けた部分、単独滑空3時間以上で10回以上の滑空着陸、15時間の単独動力飛行、10回以上の発動機作動着陸、曳航滑空30回以上、失速からの回復）
- 4. 既得の我が国の技能証明書の写し----- 1通
- 5. 外国のライセンスの写し----- 1通
- 6. 返信用封筒
 技能証明書交付通知用（書留分切手を添付）----- 1通
 指定の窓付封筒

交付申請時



地方航空局 (申請者の住所を所管する地方局)

V 航空英語能力証明申請

航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

航空英語能力証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

[通常の申請]

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 航空英語能力証明申請書（規則第19号様式）----- 1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通

[手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]

(ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2通

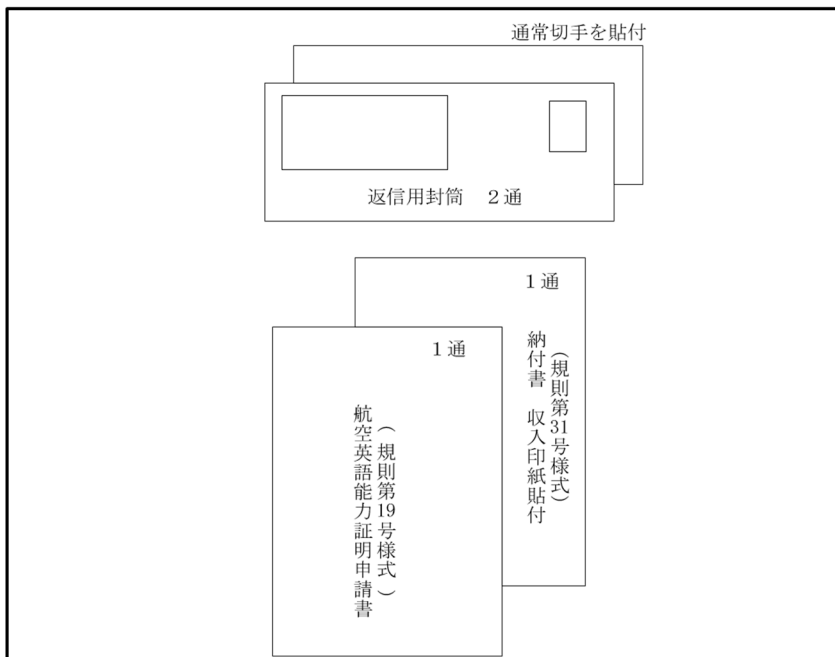
[指定封筒(通常切手を貼付)]

(2) 学科試験受験時

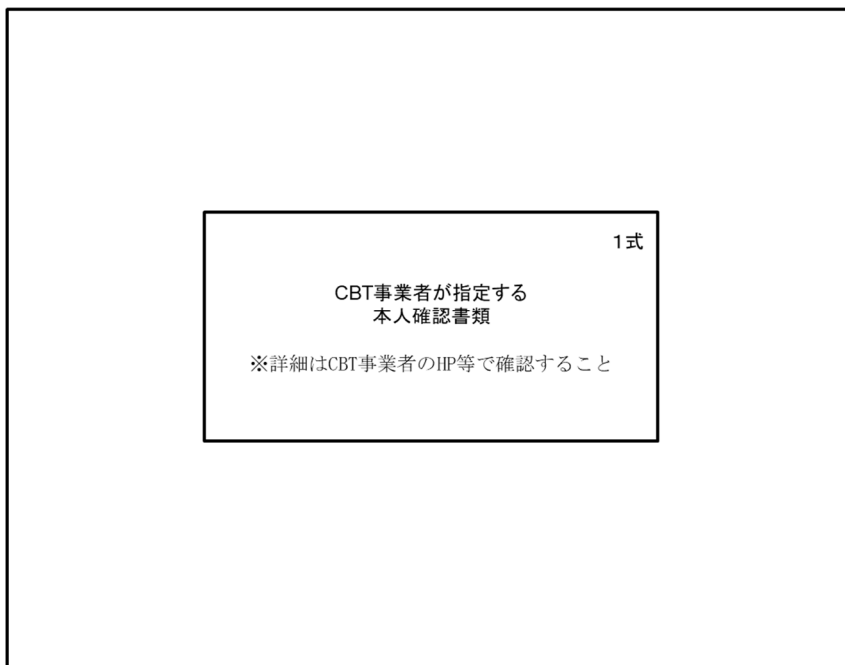
(ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式

[持参しなかった場合は受験できない。]

学科試験受験申込時



学科試験受験時



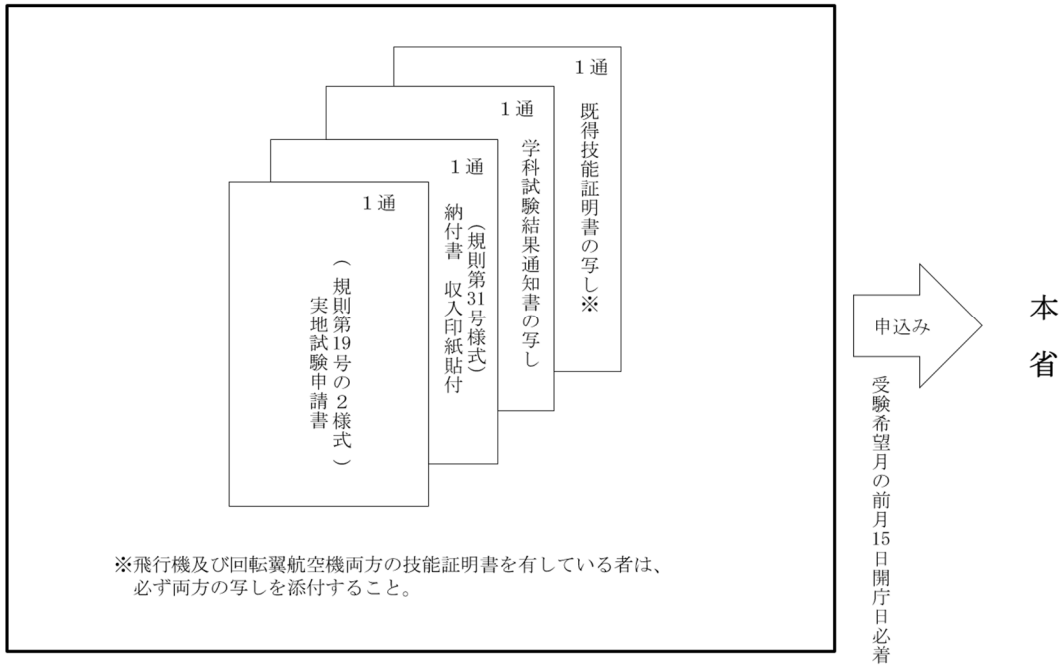
(3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
〔 飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
必ず両方の写しを添付すること。 〕

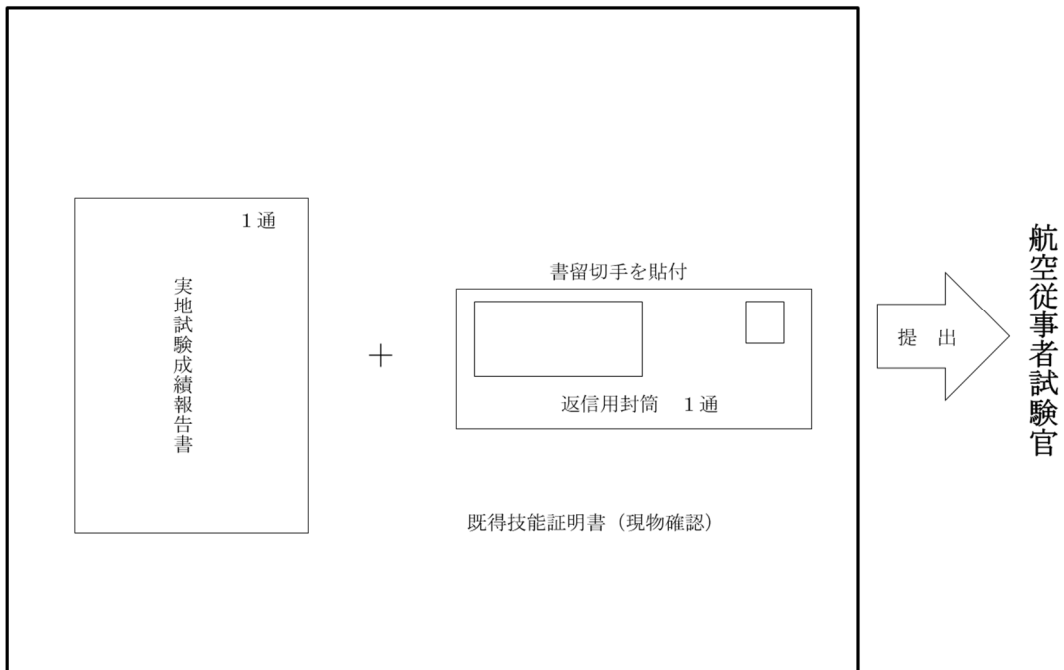
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（航空英語能力証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



 航空英語能力証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

2. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔更新申請者、航空大学校、指定養成施設の場合〕

(1) 実地試験受験申込時

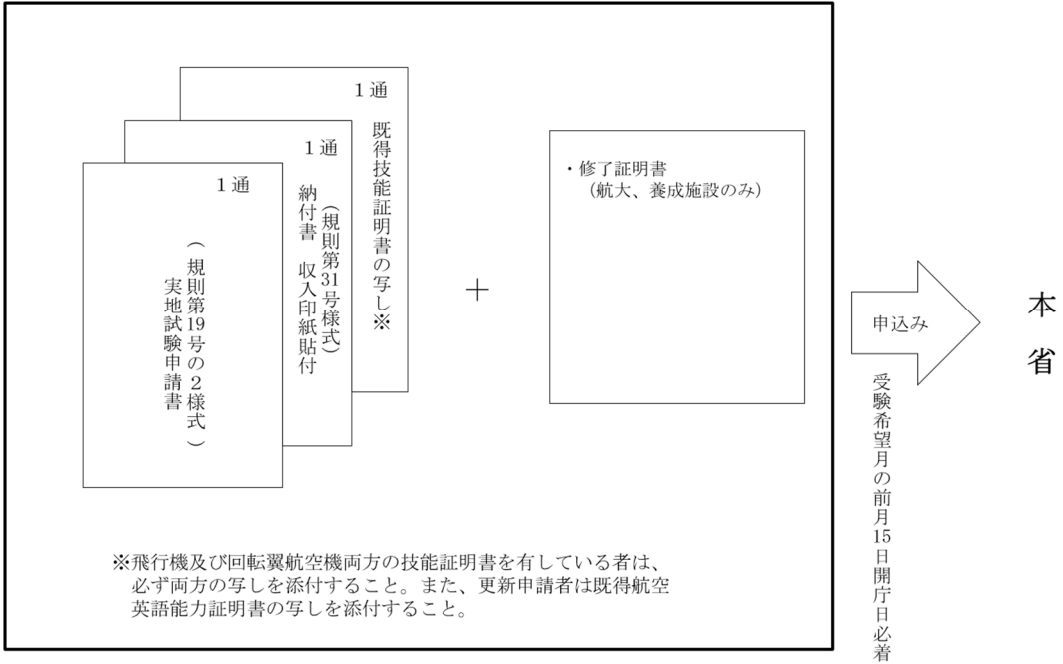
- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 修了証明書（航空大学校、指定養成施設のみ）----- 1 通
- (エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

（ 飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
必ず両方の写しを添付すること。また、更新者は既得航空
英語能力証明書の写しを添付すること。 ）

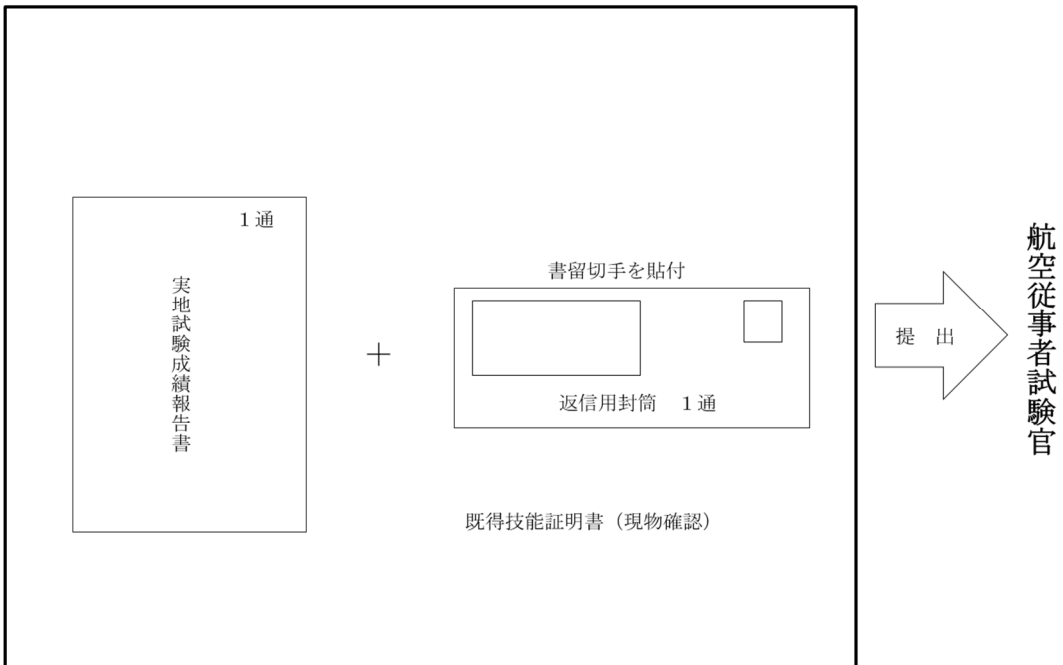
(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（航空英語能力証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



航空英語能力証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない
場合

3. **学科試験及び実地試験の両方とも受験する必要がない者**

[指定エアライン、指定養成施設、外国のライセンス切替の場合]

(1) 交付申請時

(ア) 航空英語能力証明申請書（規則第 19 号の 2 様式） ----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式） ----- 1 通

[手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効]

(ウ) 能力判定結果証明書（指定エアラインのみ） ----- 1 通

(エ) 修了証明書（指定養成施設のみ） ----- 1 通

(オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

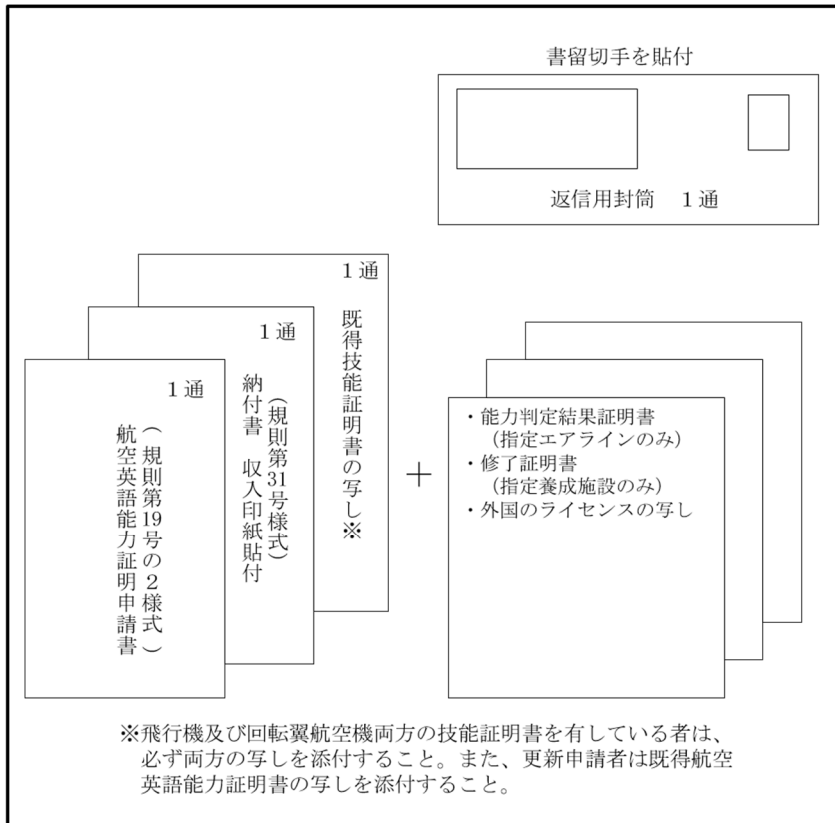
（ 飛行機及び回転翼航空機両方の技能証明書を有している者は、
必ず両方の写しを添付すること。また、更新者は既得航空
英語能力証明書の写しを添付すること。 ）

(カ) 外国ライセンスの写し ----- 1 通

(キ) 返信用窓付封筒（航空英語能力証明書の送付用） ----- 1 通

[指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）]

交付申請時



VI 計器飛行証明申請

計器飛行証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

計器飛行証明申請（提出書類はすべて A 4 サイズとする。）

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

〔通常の申請〕

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 計器飛行証明申請書（規則第 19 号様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2 通

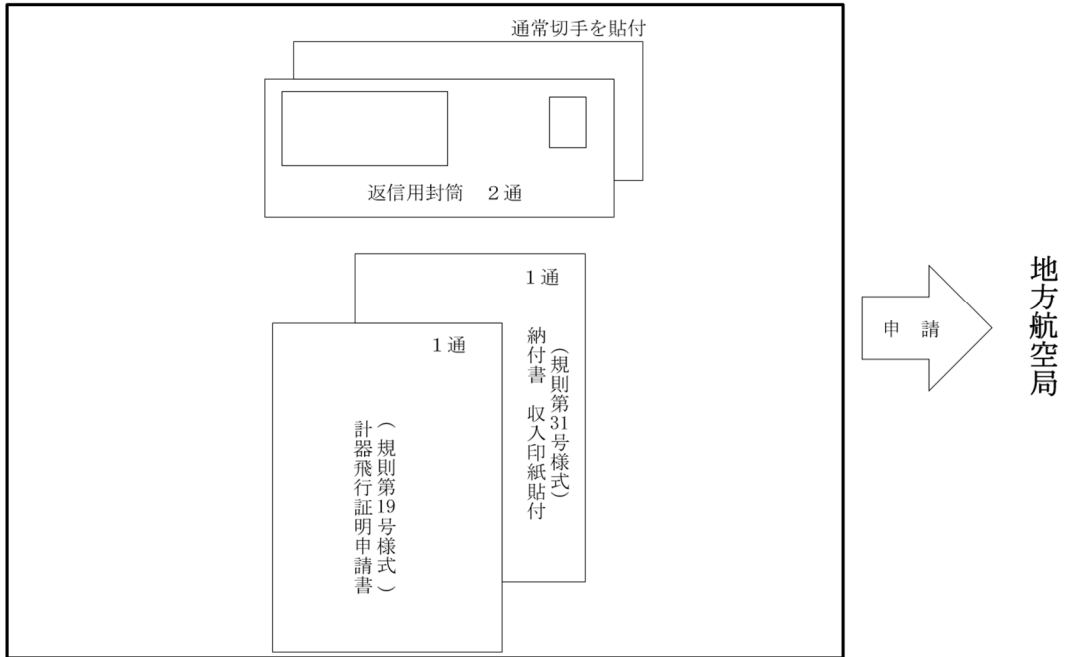
〔指定封筒(通常切手を貼付)〕

(2) 学科試験受験時

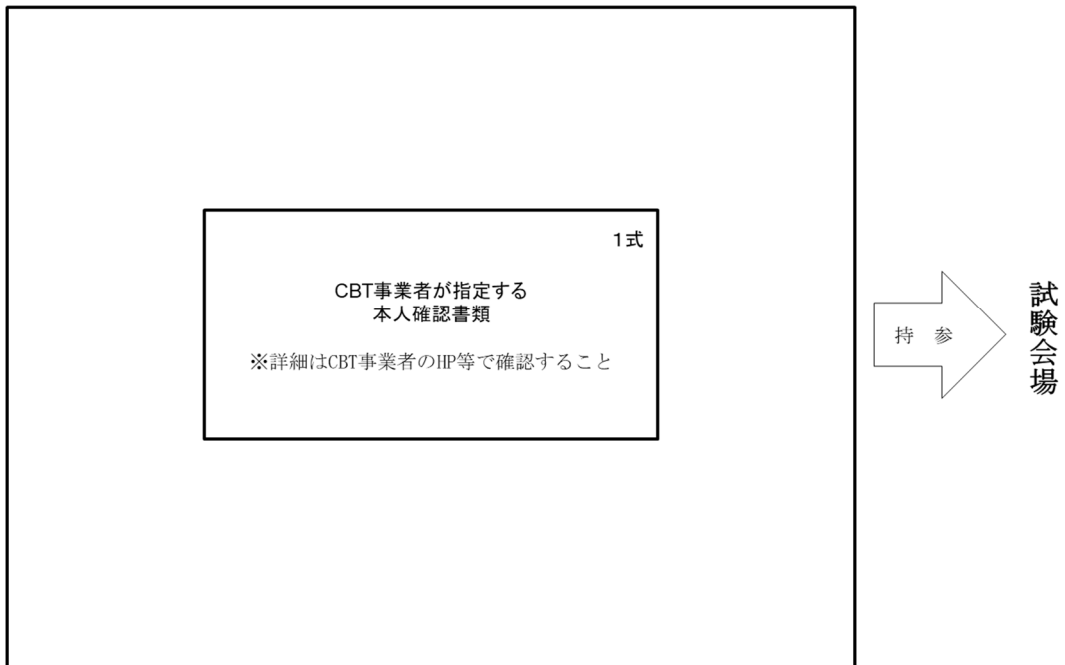
(ア) CBT 事業者が指定する本人確認書類----- 1 式

〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



学科試験受験時



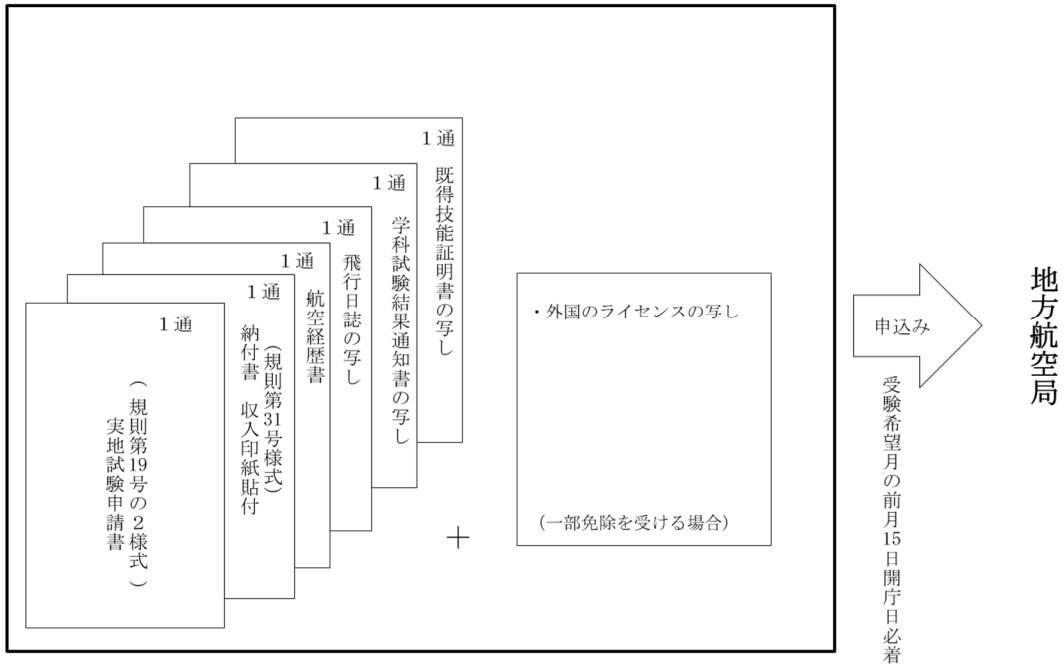
(3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
 [手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]
- (ウ) 航空経歴書 ----- 1 通
 [飛行日誌(Logbook)の最新の飛行時間 50 時間以上を含む部
 分を光学的方法により複写したコピーを添付すること。]
- (エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
- (カ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通
 ※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）
 の場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンス
 の写しの提出が必要

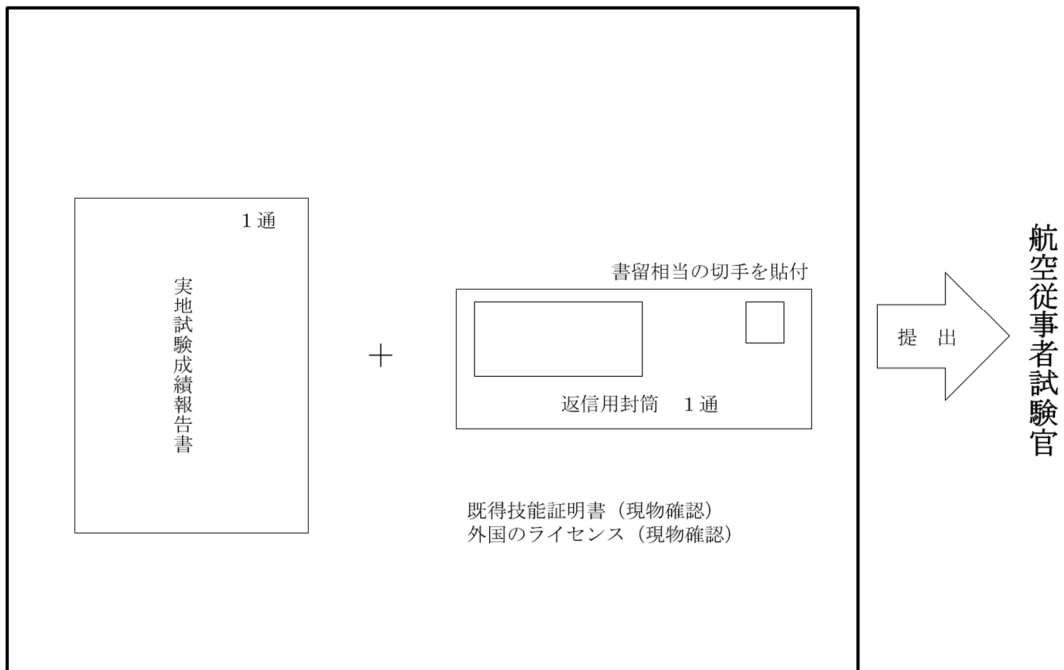
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 外国のライセンス（現物確認のため）
 ※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定し
 ているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写
 しも提出すること
- (エ) 返信用窓付封筒（計器飛行証明書の送付用）----- 1 通
 [指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）]

実地試験受験申込時



実地試験受験時



計器飛行証明申請書類・学科試験のみ受験する場合

2. 学科試験のみ受験する必要がある者

〔航空大学校及び指定養成施設の場合〕

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 技能証明申請書（規則第 19 号様式）----- 1 通

(イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2 通

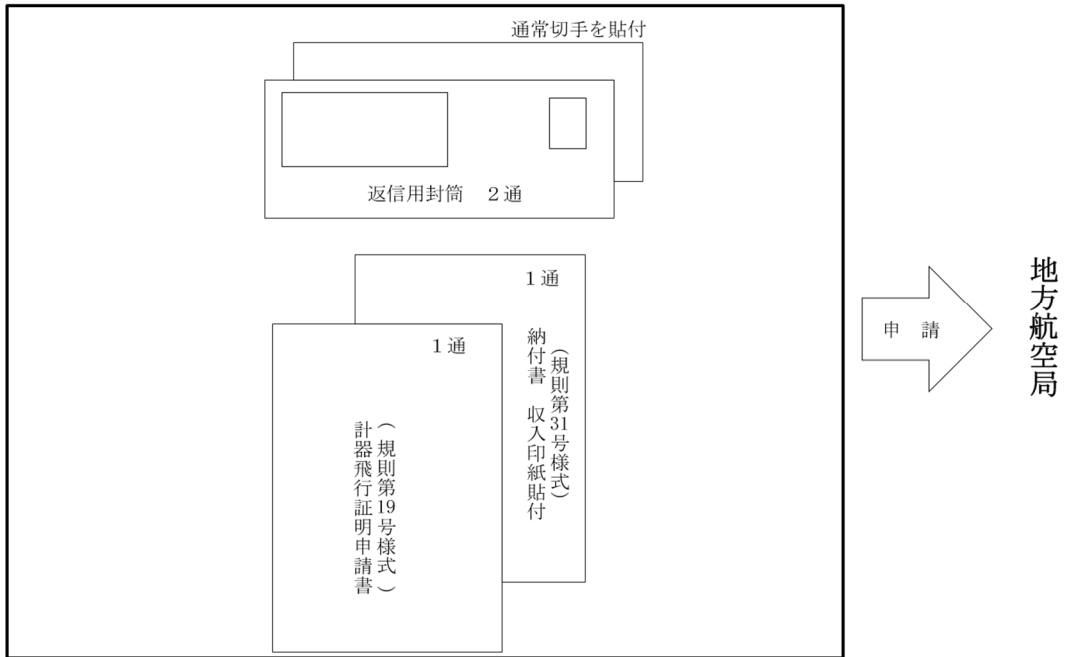
〔指定封筒（通常切手を貼付）〕

(2) 学科試験受験時

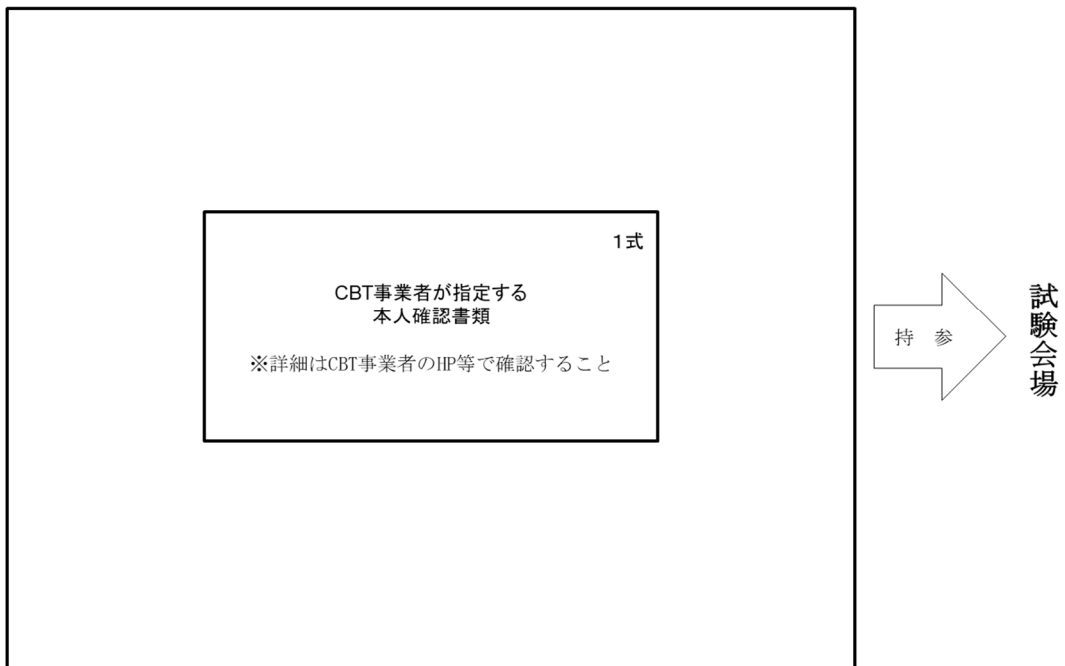
(ア) CBT 事業者が指定する本人確認書類----- 1 式

〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



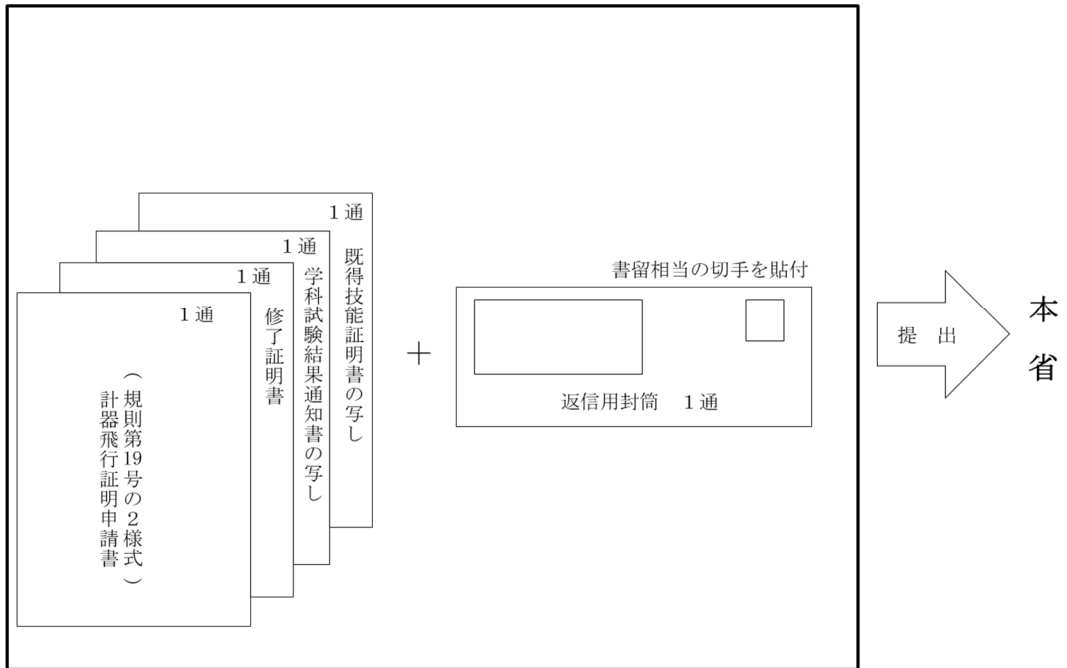
学科試験受験時



(3) 交付申請時

- (ア) 技能証明申請書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
〔実地免除申請用。教育機関名称及び修了年月日記入〕
- (イ) 修了証明書 ----- 1 通
- (ウ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (エ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
- (オ) 返信用窓付封筒（計器飛行証明書の送付用） ----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）〕

交付申請時

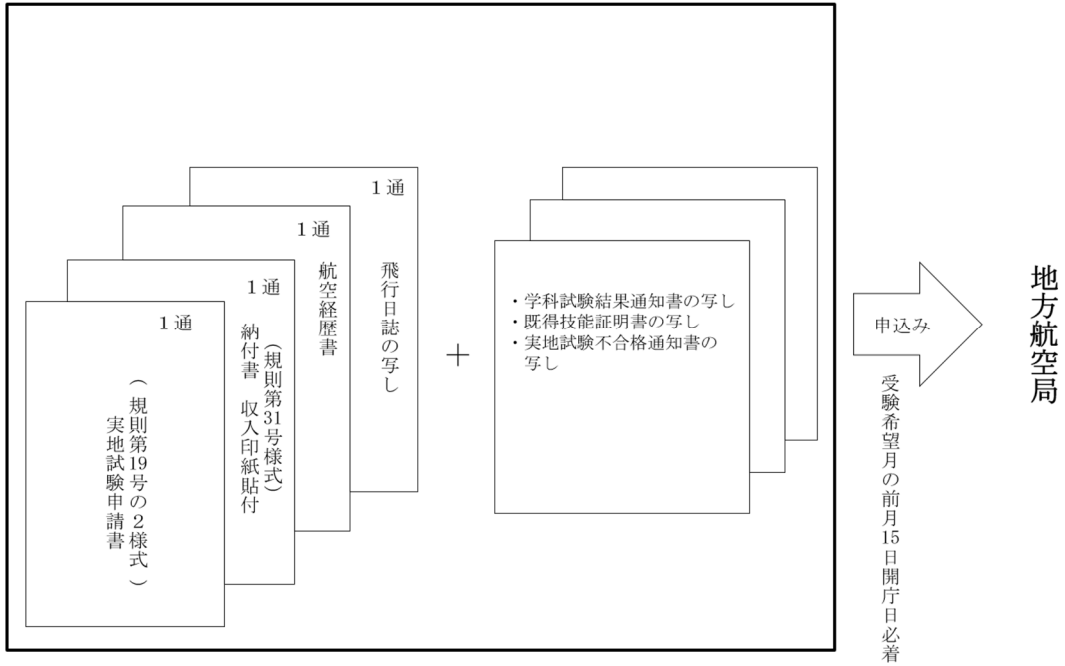


計器飛行証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

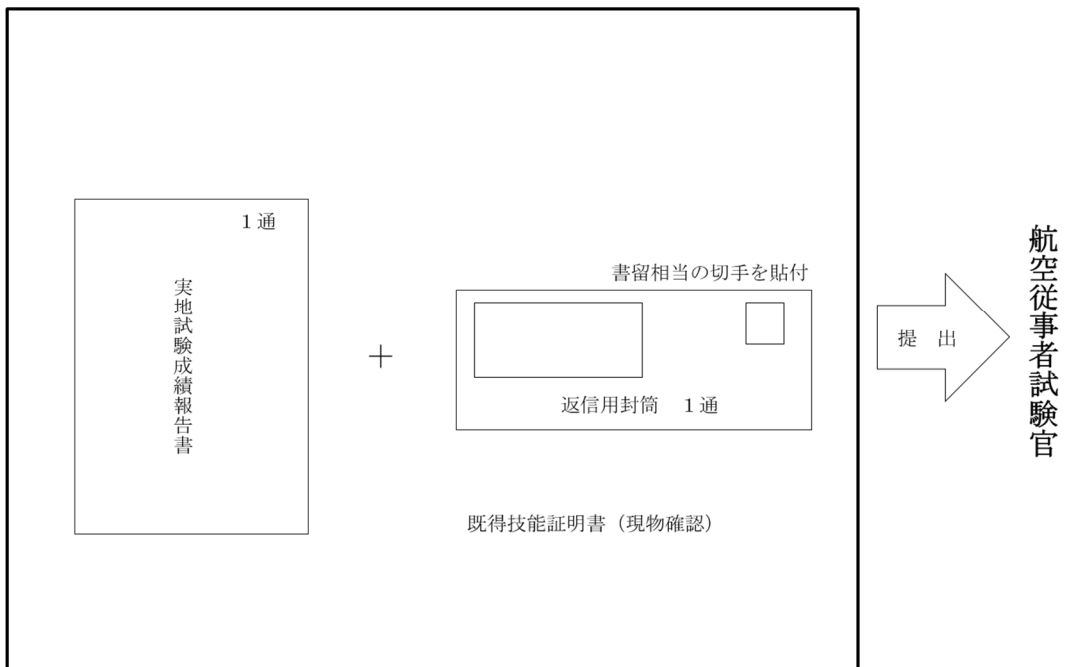
3. 実地試験のみ受験する必要がある者

- （申請以外の種類の航空機に係る計器飛行証明を有している場合）
再実地の申請の場合
- (1) 実地試験受験申込時
- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 航空経歴書 ----- 1 通
〔飛行日誌 (Logbook) の最新の機長としての野外飛行時間
50 時間以上を含む部分を光学的方法により複写したコ
ピーを添付すること。〕
- (エ) 学科試験結果通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通
- (オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通
- (カ) 実地試験不合格通知書の写し（再実地を受ける者）----- 1 通
- (2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕
- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（計器飛行証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



VII 操縦教育証明申請

操縦教育証明申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

操縦教育証明申請（提出書類はすべてA4サイズとする。）

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

〔通常の申請〕

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 操縦教育証明申請書（規則第19号様式）----- 1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 返信用窓付封筒（受験申請受理通知書及び結果通知書送付用）----- 2通

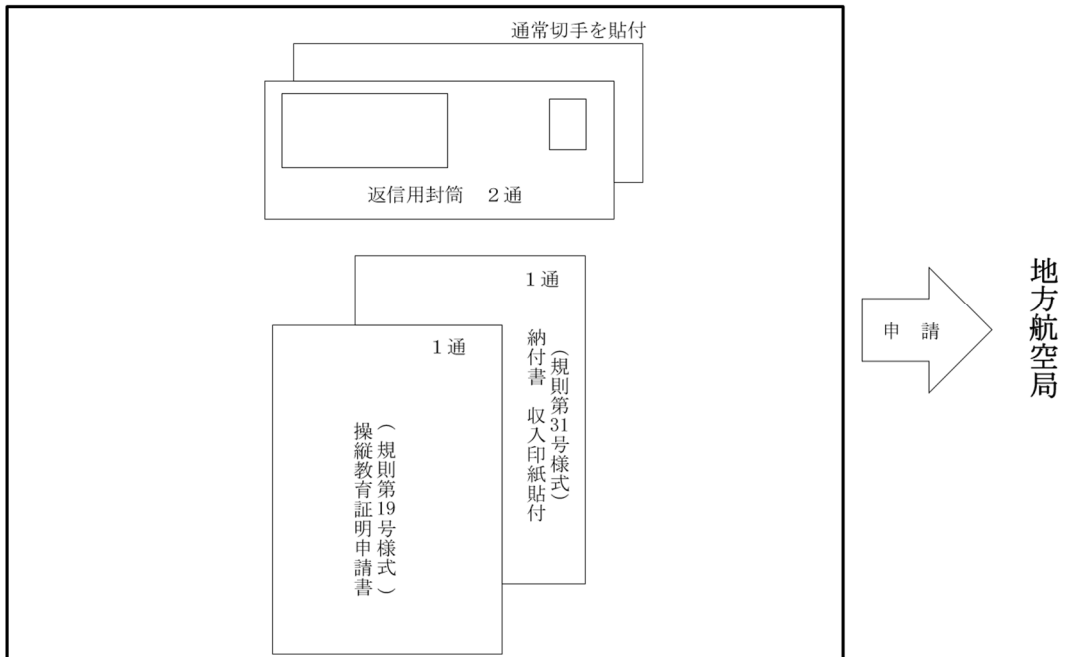
〔指定封筒(通常切手を貼付)〕

(2) 学科試験受験時

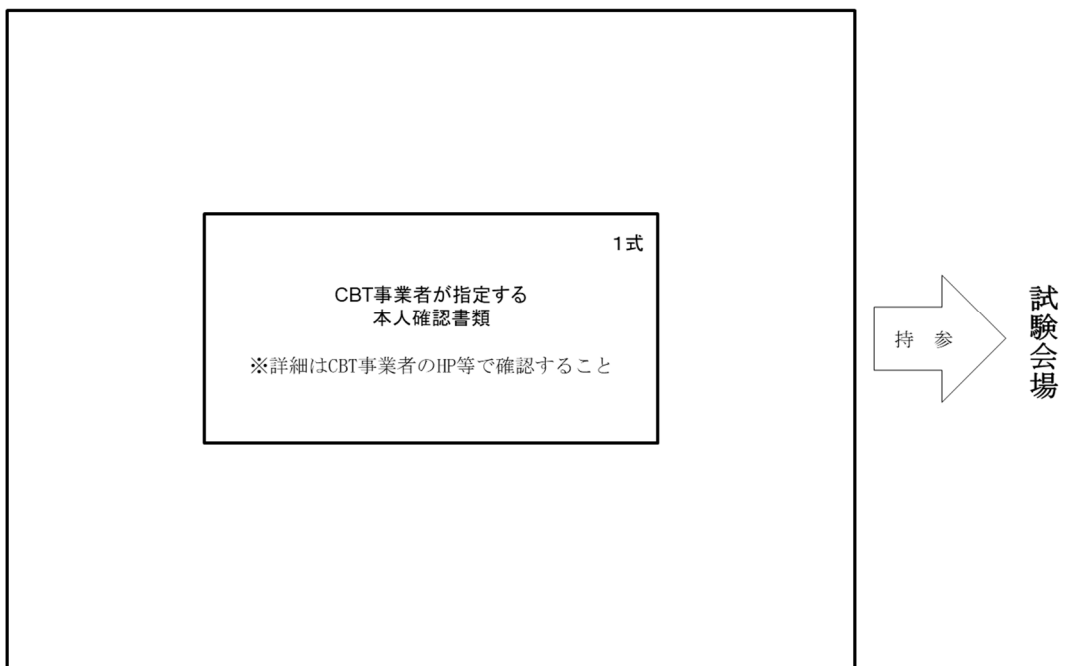
(ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式

〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



学科試験受験時



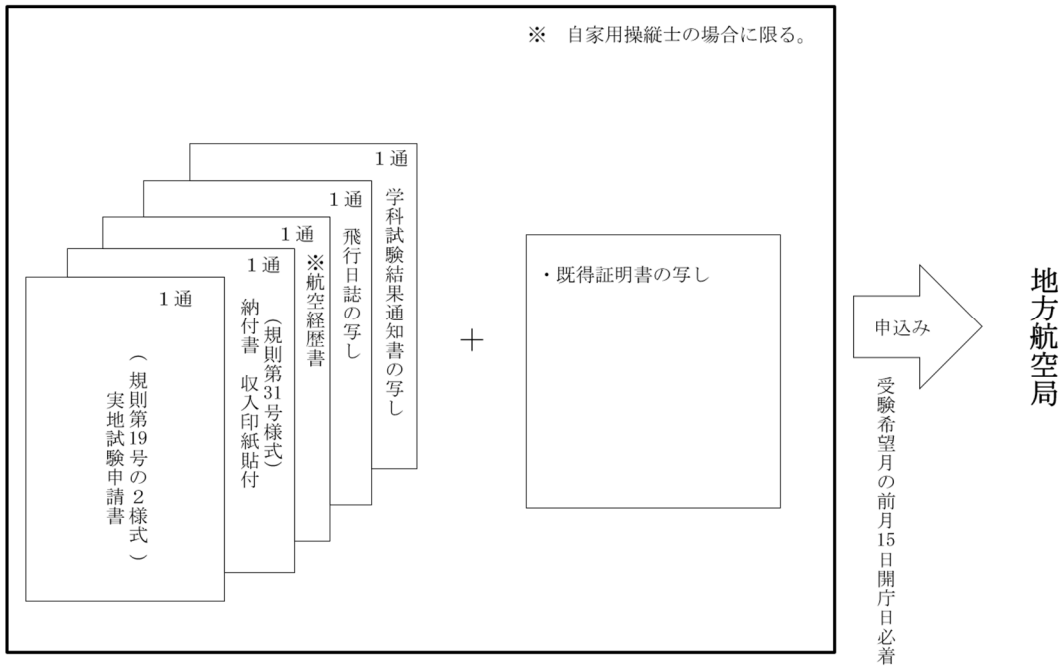
(3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 航空経歴書（自家用操縦士の場合に限る。）----- 1 通
〔 飛行日誌(Logbook)の最新の飛行時間 50 時間以上を含む部
分を光学的方法により複写したコピーを添付すること。 〕
- (エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (オ) 既得技能証明書の写し ----- 1 通

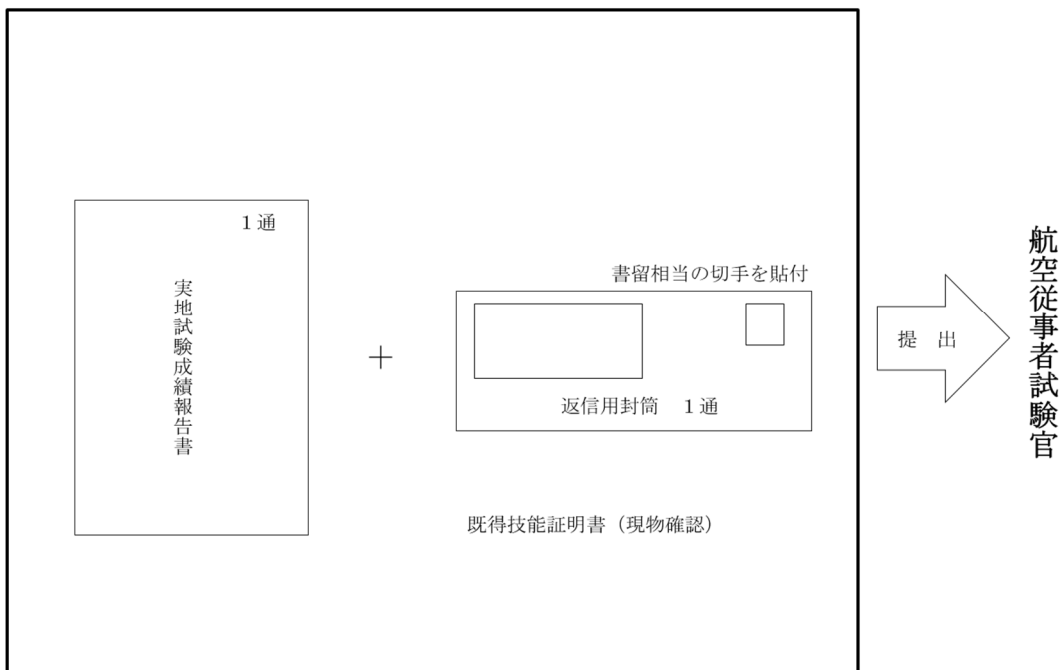
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 既得技能証明書（現物確認のため）
- (ウ) 返信用窓付封筒（操縦教育証明書の送付用）----- 1 通
〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時

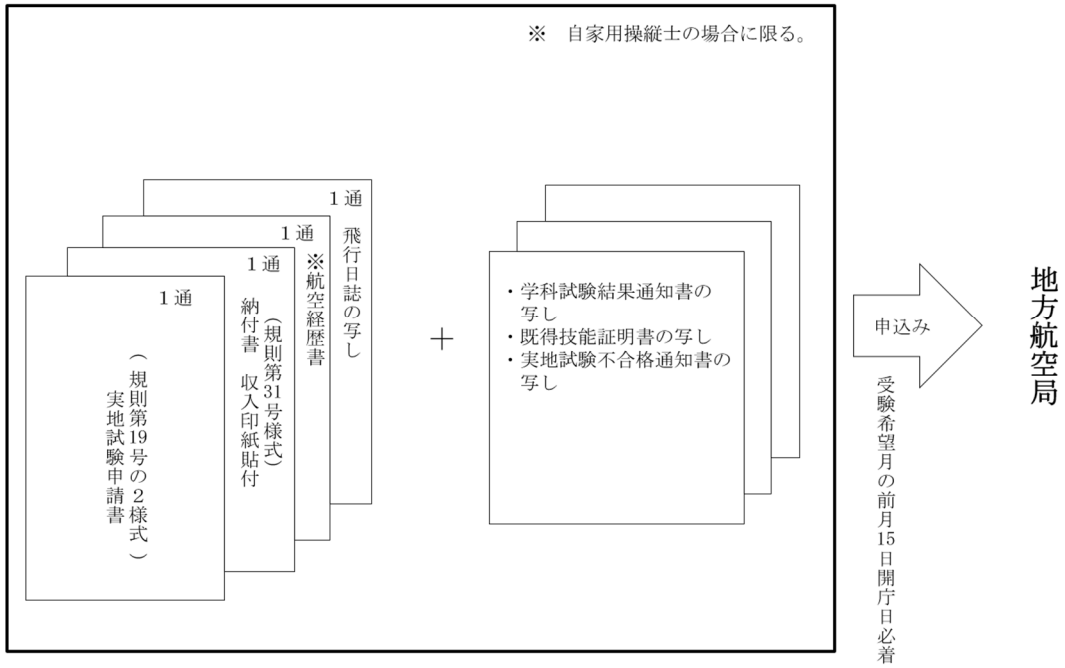


 操縦教育証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

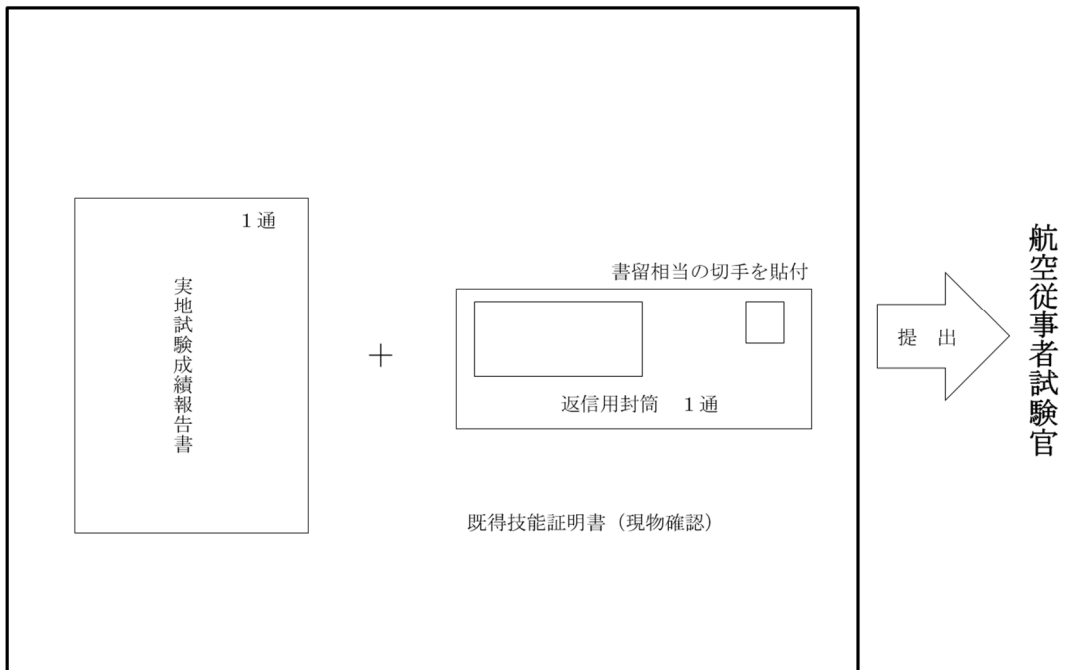
2. 実地試験のみ受験する必要がある者

- | | | |
|------------------------------------|--|-----|
| | 申請以外の種類の航空機の教育証明を有している場合
再実地の申請の場合 | |
| (1) 実地試験受験申込時 | | |
| (ア) 実地試験受験申込書 (規則第 19 号の 2 様式) | ----- | 1 通 |
| (イ) 納付書 (規則第 31 号様式) | ----- | 1 通 |
| | [手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効] | |
| (ウ) 航空経歴書 (自家用操縦士の場合に限る。) | ----- | 1 通 |
| | 飛行日誌 (Logbook) の最新の飛行時間 50 時間以上を含む
部分を光学的方法により複写したコピーを添付すること。 | |
| (エ) 学科試験結果通知書の写し (学科受験者で再実地を受ける場合) | ----- | 1 通 |
| (オ) 既得技能証明書 (申請以外の種類の航空機の教育証明) の写し | ----- | 1 通 |
| (カ) 実地試験不合格通知書の写し (再実地を受ける場合) | ----- | 1 通 |
| (2) 実地試験受験時 [航空従事者試験官に提出すること。] | | |
| (ア) 実地試験成績報告書 | ----- | 1 通 |
| (イ) 既得技能証明書 (現物確認のため) | | |
| (ウ) 返信用窓付封筒 (操縦教育証明書の送付用) | ----- | 1 通 |
| | [指定封筒 (必ず書留相当の切手を添付すること。)] | |

実地試験受験申込時



実地試験受験時



VIII 運航管理者技能検定申請

運航管理者技能検定申請書類・学科試験及び実地試験の両方を受験する場合

運航管理者技能検定申請（提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、公的機関から発行されるものを除く。）

CBT化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

1. 学科試験及び実地試験の両方を受験する必要がある者

〔通常の申請〕

(1) 学科試験受験申込時

(ア) 運航管理者技能検定申請書（規則第19号様式）----- 1通

(イ) 納付書（規則第31号様式）----- 1通

〔手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効〕

(ウ) 航空経歴書----- 1通

〔業務内容欄には、実施した業務内容を具体的に記入すること。〕

(エ) 規則第170条の4により、学科試験の科目免除を申請する者にあつては、規則第170条の2の学科試験結果通知書（本信）----- 1通

(オ) 外国のライセンスを有する者が科目の免除を申請する場合には、当該ライセンスの写し ----- 1通

※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の場合は、その写しの提出で可とするが、試験の期日の前日までにパーマネントライセンスの写しの提出が必要

(カ) 返信用封筒

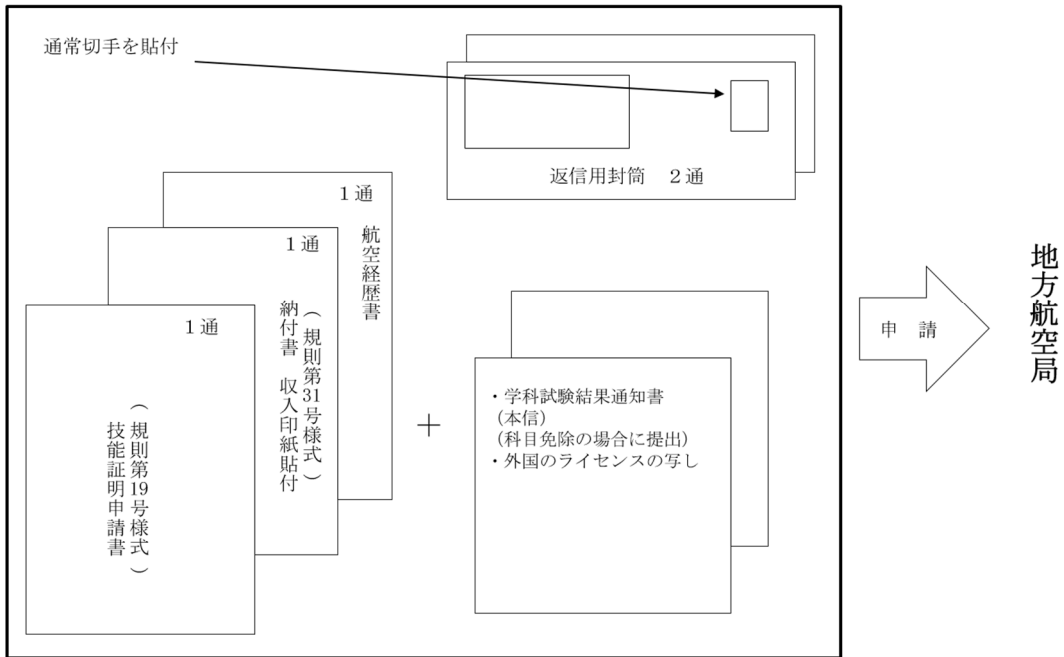
受験申請受理通知書及び結果通知書送付用（通常切手を貼付）----- 2通
指定の窓付封筒

(2) 学科試験受験時

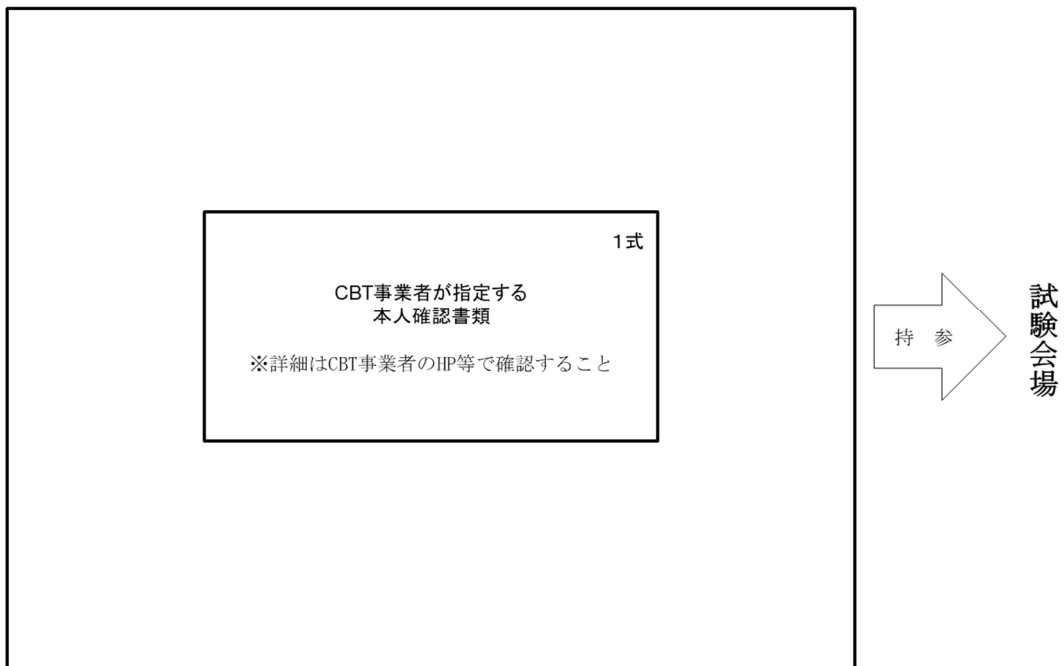
(ア) CBT事業者が指定する本人確認書類----- 1式

〔持参しなかった場合は受験できない。〕

学科試験受験申込時



学科試験受験時



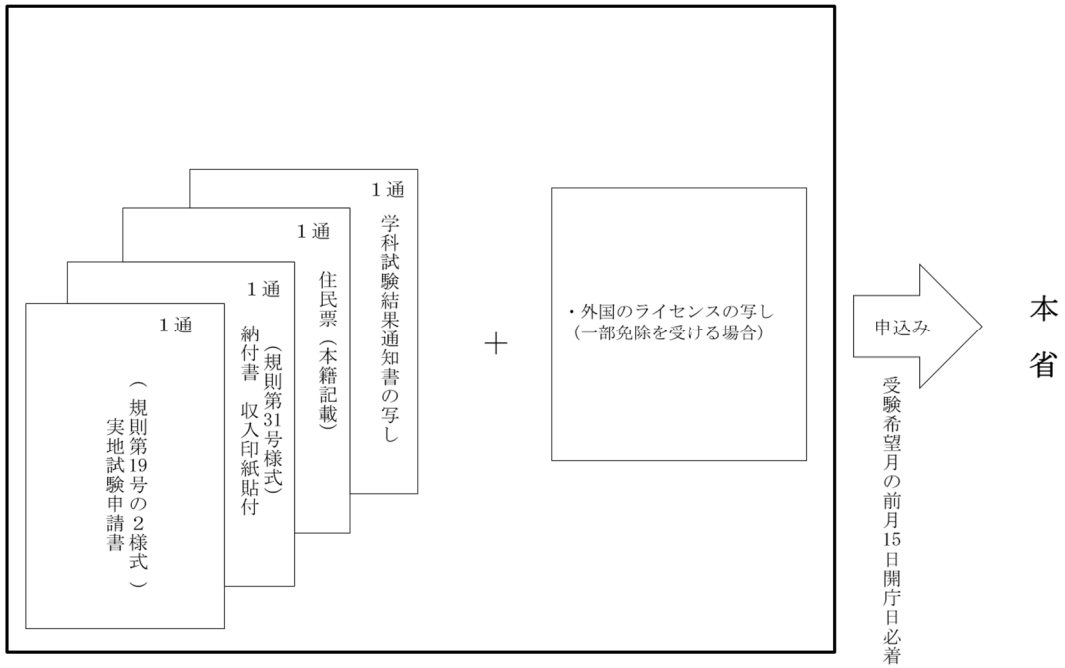
(3) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
 [手数料相当の収入印紙貼付のこと。消印したものは無効]
- (ウ) 住民票（本籍の記載されたもの）----- 1 通
- (エ) 学科試験結果通知書の写し ----- 1 通
- (オ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通
- ※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の
 場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンスの
 写しの提出が必要

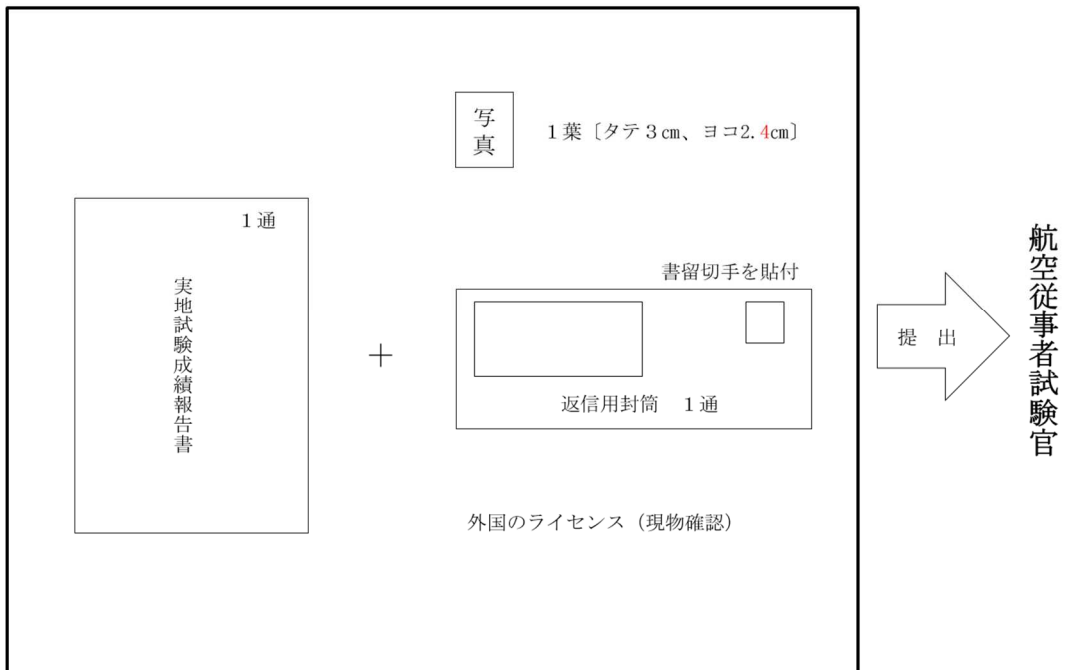
(4) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 写真----- 1 葉
 { 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。
 裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 タテ 3 cm、ヨコ 2.4 cm。 }
- (ウ) 外国のライセンス（現物確認）
 ※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定し
 ているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写
 しも提出すること
- (エ) 返信用窓付封筒（運航管理者技能検定証明書の送付用）----- 1 通
 [指定封筒（必ず書留相当の切手を貼付すること。）]

実地試験受験申込時



実地試験受験時



 運航管理者技能検定証明申請書類・実地試験のみ受験する場合

2. **実地試験のみ受験する必要がある者**

〔再実地を受ける場合〕

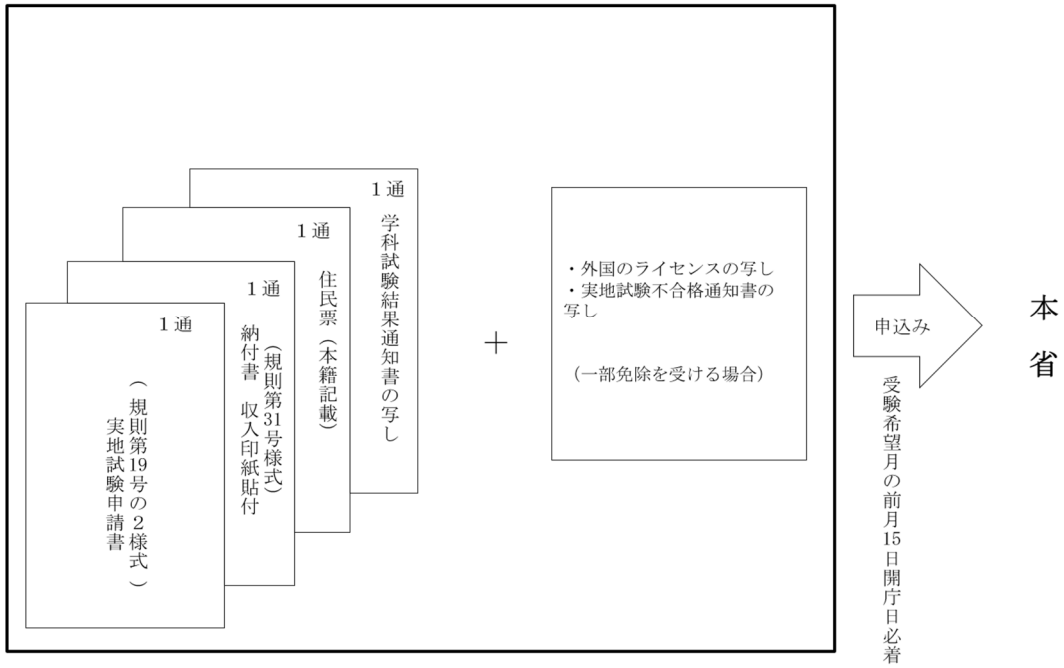
(1) 実地試験受験申込時

- (ア) 実地試験受験申込書（規則第 19 号の 2 様式）----- 1 通
- (イ) 納付書（規則第 31 号様式）----- 1 通
〔手数料相当の収入印紙を貼付のこと。消印したものは無効〕
- (ウ) 住民票（本籍の記載されたもの）----- 1 通
- (エ) 学科試験結果通知書の写し----- 1 通
- (オ) 実地試験不合格通知書の写し----- 1 通
- (カ) 外国のライセンスの写し ----- 1 通
- ※ テンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定しているものに限る。）の
場合は、その写しの提出で可とするが、試験当日にパーマネントライセンス
の写しの提出が必要

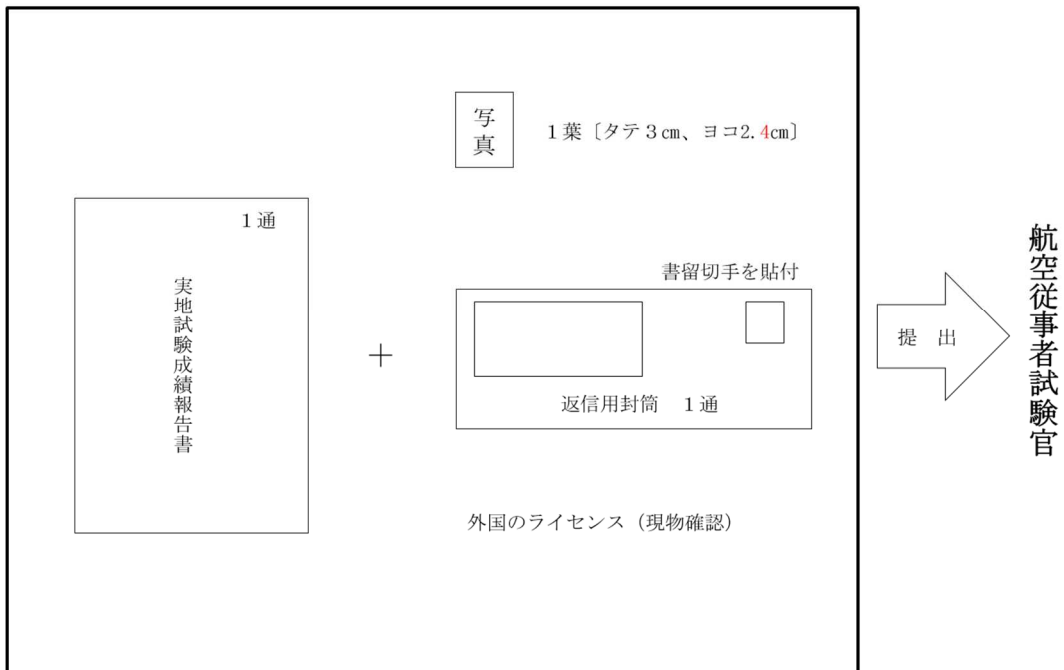
(2) 実地試験受験時〔航空従事者試験官に提出すること。〕

- (ア) 実地試験成績報告書----- 1 通
- (イ) 写真----- 1 葉
 { 受験前 6 ヶ月以内に、脱帽、上三分身、無背景を写したもの。
 裏に氏名及び撮影年月日を記入すること。
 タテ 3 cm、ヨコ 2.4cm。 }
- (ウ) 外国のライセンス（現物確認）
 ※ 実地試験受験申込時にテンポラリーライセンス（ライセンス番号の確定し
 ているものに限る。）の写しを提出した場合は、パーマネントライセンスの写
 しも提出すること
- (エ) 返信用窓付封筒（運航管理者技能検定証明書の送付用）----- 1 通
 〔指定封筒（必ず書留相当の切手を添付すること。）〕

実地試験受験申込時



実地試験受験時



IX 技能証明等申請の受理 に関する事務処理

技能証明等申請の受理に関する事務処理

技能証明等申請の受理に関する事務処理

申請書、学科試験受験申込書及び実地試験受験申込書を受理したときは、次の手続きにより処理する。

申請書に受理印を押すとともに、学科試験受験申込書及び実地試験受験申込書に貼付されている収入印紙を受理印を用いて消印する。

X 学科試験

 学科試験

1. 学科試験の実施体制

- (1) 学科試験は、首席航空従事者試験官の統括のもとに本省と地方航空局が協力して実施する。
- (2) 学科試験問題は、本省及び地方航空局で作成する。
- (3) 学科試験を実施するための試験場の設営等の準備は CBT 化した資格(科目)については請負事業者が行い、CBT 化していない資格(科目)については本省主体で行う。
- (4) 学科試験の立会いは、CBT 化した資格(科目)については請負事業者の会場監督官が行い、CBT 化していない資格(科目)については原則として航空従事者試験官を主に関係者の協力を得て行う。

2. 学科試験の期日場所等

学科試験は、原則として年6回実施するものとし、実施にあたってはその都度、HP 等で公表する。

実施時期	実施場所	実施資格等
5 月期又 6 月期 9 月期 11 月期 1 月期	CBT 事業者にて予約可能な会場	CBT 化した全資格 ※CBT 化しない資格(科目) については、下記参照
7 月期 及び 3 月期	CBT 事業者にて予約可能な会場 および 東京	CBT 化した全資格 ※CBT 化しない資格(科目) については、下記参照 および CBT 化しない資格(科目)

CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、当面の間、以下の各実施時期における実施資格（科目）等について、(1)、(2)、(3)及び(4)のとおり実施するものとする。

- (1) 実施期日、時間については、日本語による学科試験期間内の1日とする。
- (2) 実施場所については、東京会場に限定して実施する。
- (3) CBT 化しない資格（科目）の受験を希望する場合は、東京・大阪航空局への学科試験申請とは別に、「CBT 化しない資格（科目）試験実施依頼書」を試験実施予定日の約2か月前までに航空局（霞ヶ関）へ提出すること。
- (4) CBT 化しない資格（科目）による学科試験については、別途当局及びCBT事業者等のHPにおいて当該学科試験の受験者が行う必要がある事前手続き及び試験の流れ等を確認すること。

・7月期及び3月期

定期運送用操縦士（飛行船）

事業用操縦士（滑空機）（外切において 法規 を英文受験する場合に限る）

事業用操縦士（飛行船）

自家用操縦士（滑空機）（外切において 法規 を英文受験する場合に限る）

自家用操縦士（飛行船）

一等航空士

二等航空士

航空機関士

操縦教育証明（外切において 操縦教育一般 を英文受験する場合に限る）

運航管理者（外切において 法規 を英文受験する場合に限る）

一等航空整備士（飛行機、回転翼航空機）（機体、タービン発動機、電子装備品を英文受験する場合に限る）

二等航空整備士（飛行船）

二等航空運航整備士（飛行船）

航空工場整備士（ピストン発動機関係・プロペラ関係）

3. 学科試験の実施

(1) 受験申請受理通知書の作成、送付

地方航空局は、「受験申請受理通知書」を作成し、試験期間開始日の約 3 日前に受験者に発送する。

(2) 受験者の心得

受験申請受理通知書に記載する受験者の心得は次のとおりとする。

(ア) 初めて学科試験を受験する者、初回受験時に 1 回の試験期において全科目について『 CBT 受験科目の予約』（以下科目予約）・『主催団体へ受験資格の申請（航空法施行規則第 19 号様式による申請）』（以下申請）・『会場での受験』（以下受験）をしなかった者及び受験したが全科目について合格点を得られなかった者は、必ず 1 回の試験期において全科目について科目予約・申請・受験をして下さい。その際、全科目について受験をしなかった場合は、科目合格の扱いはできませんので不合格となります。

(イ) 受験者は、CBT 事業者の運用に従って試験開始までに受付等の必要な手続きを行ってください。

(ロ) 途中退室及び試験時間内での試験終了する場合等については、CBT 事業者の運用に従ってください。CBT 化しない資格（科目）試験は、CBT 事業者と同様の取り扱いとします。

(ハ) 次の行為は、退場又は処分されることがあります。

(a) 会場監督官及び航空従事者試験官の指示に従わないとき。

(b) 不正行為があると認められたとき。

(ニ) 試験当日の持ち物、筆記用具等については当局及び CBT 事業者の HP 等で確認してください。

4. 学科試験の合否の判定

70 パーセント以上正解したものを合格とする。

5. 学科試験の結果の通知

地方航空局は、「学科試験結果通知書」を作成し、合格、一部合格又は不合格の試験結果を受験者に通知する。

6. やむを得ない場合における合格通知日の取扱い

学科試験の結果が合格であるものについて、天災地変その他やむを得ない理由により学科試験の合格の通知があった日から2年以内に実地試験を受けることができない場合であって、その影響の大きさ等を勘案して安全政策課長が必要と認めるときは、合格通知日を当該通知日の翌日から起算して六月を超えない範囲内で読み替えの措置を行うことができる。

航空従事者学科試験科目及び試験時間

国土交通省航空局安全政策課

飛－飛行機、回－回転翼航空機、滑－滑空機、船－飛行船

令和5年11月期より適用

資格	試験科目及び時間				
定期運送用操縦士 (飛回船)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
准定期運送用操縦士 (飛)	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
事業用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
事業用操縦士 (滑)動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
事業用操縦士 (滑)上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	空中航法 40分	
自家用操縦士 (飛回船)	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
自家用操縦士 (滑)動力	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
自家用操縦士 (滑)上級	航空気象 40分	航空工学 40分	航空法規 40分	空中航法 40分	
航空通信士	航空気象 40分	構造 20分	航空法規 40分	航空通信 40分	空中航法 40分
一等航空士 二等航空士	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	構造 40分	航空通信 40分
航空機関士	空力 40分	機体 40分	航空法規 40分	発動機 40分	電子装備品等 40分
	航空通信 40分	空中航法 40分	航空気象 40分	空中操作 40分	
一等航空整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 80分	(タ)(ピ)発動機 80分	電子装備品等 80分	
二等航空整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 60分	電子装備品等 60分	
二等航空整備士 (滑)動力	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 60分		
二等航空整備士 (滑)上級	航空法規等 40分	機体 60分			
一等航空運航整備士 (飛回)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		
二等航空運航整備士 (飛回船)	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		
二等航空運航整備士 (滑)動力	航空法規等 40分	機体 60分	(タ)(ピ)発動機 50分		
二等航空運航整備士 (滑)上級	航空法規等 40分	機体 60分			
航空工場整備士	航空法規等 40分	航空工学 60分	専門 70分		
航空英語能力証明	航空英語の聞き取り 40分				
計器飛行証明	計器飛行一般 40分				
操縦教育証明	操縦教育一般 80分				
運航管理者	空中航法 40分	航空法規 40分	航空気象 40分	航空工学 40分	航空通信 40分
	施設 20分				

X I 実地試験

実地試験

1. 実地試験の実施の管轄区分

実地試験の実施の管轄区分は原則として次のとおりとする。

- (1) 本省において実地試験を実施する技能証明の資格等
 - (ア) 定期運送用操縦士
 - (イ) 一、二等航空士
 - (ウ) 航空機関士
 - (エ) 一等航空整備士（飛）
 - (オ) 一等航空運航整備士（飛）
 - (カ) 上記資格に係る技能証明の限定変更
 - (キ) 操縦士（飛）の資格で型式限定を必要とする限定変更
 - (ク) 運航管理者技能検定
 - (ケ) 上記以外の資格等であって、本邦外で実地試験を実施するもの。
- (2) 地方航空局において実地試験を実施する技能証明の資格等

(1)以外の資格等の実地試験は実地試験受験申込書を受理する地方航空局において実施する。この場合、実地試験の受験希望地を管轄区域とする地方航空局と実地試験受験申込書を受理した地方航空局が異なる場合には、後者の地方航空局が前者の地方航空局に「技能証明等実地試験依頼書」（要領様式5）をもって試験を依頼する。

- (3) 本省又は地方航空局は、(1)又は(2)の管轄区分の実地試験を実施することができない場合には、実施の管轄区分にかかわらず他の地方航空局又は本省に実地試験の実施を依頼することができる。依頼する場合には、「技能証明等実地試験依頼書」を送付する。

2. 実地試験の実施計画と通知

- (1) 実地試験の実施計画は、毎月作成するものとし、本省にあつては首席航空従事者試験官が、地方航空局にあつては前任航空従事者試験官が受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに提出された実地試験受験申込書の受験希望日に基づいて前月の25日頃までに作成する。

- (2) 実地試験の実施計画に基づき、実地試験を実施する航空従事者試験官は、受験者に実地試験の実施期日、場所その他必要事項を速やかに通知する。

3. 実地試験の実施

- (1) 航空従事者試験官は、操縦士資格にあつては「実地試験実施基準」及び「実地試験実施細則」に基づき、また、整備士資格にあつては「航空整備士実地試験要領」に基づき、厳正かつ公平に試験を実施し、その可否を判定しなければならない。
- (2) 実地試験は、試験官の「官執勤務時間内」に実施することを原則とする。

4. 実地試験受験申込書の効力

- (1) 次の理由により、実地試験の一部又は全部を実施できなかったときは実地試験は中止とし、延期することができる。この場合、「実地試験受験申込書」(規則様式第19号の2)は有効とする。
- ① 航空従事者試験官が試験のための行動を開始するときまでに「実地試験受験延期願」(要領様式8)を首席又は先任航空従事者試験官に提出し、認められた場合
 - ② 天候不良
 - ③ 使用機の故障
 - ④ 航空従事者試験官の不慮の事故等による諸都合
 - ⑤ その他止むを得ないと認められる場合
- (2) 次の理由により、実地試験を実施できなかったときは実地試験を行わなくても不合格と判定する。この場合、「実地試験受験申込書」は失効する。改めて実地試験を受けようとする場合は7項に基づき手続きを行う。
- ① 欠席
 - ② 遅刻
 - ③ 受験辞退
 - ④ 受験資格等の不備

5. 実地試験受験の延期

- (1) 実地試験の受験を延期しようとする者は、実地試験の実施計画が策定さ

れた後、試験官が試験のための行動を開始する前までに、別に定める「実地試験受験延期願」を提出しなければならない。

- ① 「実地試験受験延期願」には、教官又は監督者が作成した受験までの訓練計画書を添付しなければならない。
 - ② 実地試験の延期が認められた者は、受験希望月の前月15日（開庁日必着）までに、別に定める「実地試験受験申込書（再申込者用）」（要領様式10）を提出しなければならない。
- (2) 4項(1)中②③④⑤の理由により中止となった試験を改めて実施する場合は、首席又は先任航空従事者試験官が関係者と調整のうえ、実施日を決定する。

6. 実地試験の再受験

- (1) 再実地は、実地試験で不合格と判定された者及び5項(2)で実地試験を受けなかった者が再度実地試験を受験する場合をいう。
- (2) 学科試験に合格した者が、再実地を受けることのできる期間は、学科試験結果通知日から起算して2年以内に限られる。
- (3) 再実地を受けようとする者は、教官又は監督者が作成した受験までの訓練計画書を首席又は先任航空従事者試験官に提出しなければならない。
- (4) 首席又は先任航空従事者試験官は、訓練計画書を審査し、必要に応じて担当教官又は監督者から事情を聴取したうえで、再実地の妥当性についての可否を行う。
- (5) 実地試験で不合格と判定された者は、その実地試験不合格通知書の発行日より2ヶ月以内に限り、当該実地試験の申請添付書類の一部返還を求めることが出来る。その場合、「実地試験の申請添付書類の返還希望書」（要領様式11）に不合格通知書の写し及び住所、氏名等を記載したA4版の返信用封筒（書留相当の切手を貼付）を添えて、実地試験の実施を管轄した機関に提出すること。

7. 実地試験終了後の処置

- (1) 航空従事者試験官は、実地試験後、速やかに判定を完了し、「実地試験成績報告書(調書)」を作成する。

- (2) 航空従事者試験官は、4項(1)中②③④⑤の理由により実地試験の一部又は全部を実施できなかったときは、別に定める「実地試験（中止・不合格）報告書」（要領様式6）に中止した理由と所要事項を記入し、実地試験成績報告書（実地試験の一部を行った場合に限る。）とともに、首席又は先任航空従事者試験官に提出するものとする。
- (3) 航空従事者試験官は、4項(2)中①②③④の理由により不合格としたときは、「実地試験（中止・不合格）報告書」を不合格とした理由と所要事項を記入し、首席又は先任航空従事者試験官に提出するものとする。
- (4) 航空従事者試験官は技能証明等に係る実地試験を不合格とした場合は「実地試験不合格通知書」を受験者に交付する。
- (5) 航空従事者試験官は技能証明等に係る実地試験を合格とした場合は返信用封筒、写真及び記載事項を確認のうえ、合格年月日を記入し、「実地試験成績報告書」に添えて提出するものとする。
- (6) 1項(2)及び(3)により他局からの依頼による実地試験を実施した航空従事者試験官は当該実地試験を依頼した首席又は先任航空従事者試験官に「実地試験成績報告書」（様式7）を送付する。

本邦外実地試験の受験希望者に対する取扱いについて

1. 新型式航空機の導入等に伴い、実地試験を受けようとする者については、受験希望年度の前年度の5月末までに予算概算要求書を作成するために必要な資料を提出すること。
2. 新年度に実地試験を受けようとする者については、毎年1月15日までに、新年度内の受験計画書を提出すること。
3. 本邦外実地試験については、試験官の外国出張発令の準備にかなりの期間を要するので、受験月の2か月前頃から本省と調整のうえ、前月10日までに本邦外実地試験実施依頼書を提出すること。
なお、実地試験申請をする際は、通常の実地試験手数料のほかに、航空法関係手数料令第8条の規定による本邦外手数料相当の収入印紙を貼付した別添様式による納付書を提出すること。
4. 実地試験の一部をシミュレータにより国内で受験し、その他の実地試験を本邦外で受験しようとする者の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 実地試験受験申込書の「受験希望地」欄に、シミュレータの受験希望地、受験希望年月日を記入し、余白に実機に係る同内容を記入する。
 - (2) シミュレータによる試験に合格後、本邦外で実機による実地試験を受けようとする場合には、3に定める取扱いを行うものとする。
 - (3) シミュレータによる試験を受験する者は、3か月以内に実機による実地試験を受けなければならない。
5. 実地試験受験申込書及び本邦外手数料の納付書に貼付される収入印紙は、提出する際には消印されたものであってはならない。

本邦外受験手数料の納付書

国土交通大臣殿

年 月 日

住 所

氏 名

の資格に係る実地試験を本邦外で受験するため
実地試験手数料を下記のとおり納付いたします。

記

資格区分	新規・限定変更（該当を○で囲む）
受験機種	
受験日	年 月 日

金 円 （実地試験地： ）

収 入 印 紙
(消印しないこと。)

XII 交付及び証明

交付及び証明

1. 技能証明等の決裁手続

- (1) 実地試験実施の管轄区分が地方航空局となっている技能証明の資格等（航空通信士の資格を含む。）
- (ア) 地方航空局は先任航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて、当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を本省に送付する。
- なお、実地試験の結果が不合格又は中止と判定されたものについては、地方航空局から不合格の「実地試験成績報告書」及び「実地試験（中止・不合格）報告書（写し）」を、実地試験申込関係書類とともに首席航空従事者試験官に送付する。また、中止に係る申請者に対し、「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。
- (イ) 学科試験に合格した者であって、実地試験の免除を受ける者については、実地試験の免除が受けられることを証明する書類及び航空経歴を有することを証明する書類並びに住民票が提出されるのを待って、本省へ関係書類を送付する。
- (ウ) 学科試験及び実地試験の両方の免除を受ける者については、申請書を受領後、本省に申請関係書類を送付する。
- (エ) 本省は、地方航空局から送付された関係書類に基づき、技能証明等の交付の決裁を行う。
- (オ) 申請書提出の日から2年以内に住民票を提出しなかった者、航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者及び無線従事者免許証の写し（航空通信士の資格に限る。）を提出しなかった者については、地方航空局において当該申請書を無効なものとして処理する。
- (2) 実地試験実施の管轄区分が本省となっている技能証明の資格等
- (ア) 本省は、首席航空従事者試験官から提出された「実地試験成績報告書」により合格と判定されたものについて当該合格者の申請関係書類一式及び「実地試験成績報告書」を合わせ、交付の決裁をとる。また、実地試験が中止と判定されたものについては、本省から申請者に対して「実地試験中止通知書」（要領様式9）を交付する。
- (イ) 実地試験の免除（一部免除を含む。）を受ける者については、実地試験の免除を受けられることを証明する書類（指定養成施設の修了証明書等）が提出されるのを待って交付の決裁をとる。
- (ウ) 申請書提出の日から2年以内に住民票を提出しなかった者及び航空経歴を有することを証明する書類を提出しなかった者については、本省において当該申請書を無効

なものとして処理する。

2. 技能証明書等（証明関係を除く。）の作成及び交付

- (1) 技能証明書等の交付の決裁後、技能証明等を本省において作成し、技能証明の申請者に対しては、「技能証明書の交付通知書」及び登録免許税納付のための「国税収納整理資金・納付書」を、運航管理者技能検定の申請者に対しては、「運航管理者技能検定合格証明書の交付通知書」を送付する。
- (2) 技能証明書等は、申請書を受理した本省又は地方航空局を通じて交付する。
- (3) 技能証明書は、登録免許税法第9条別表第一中(14)の航空従事者技能証明の登録免許税が納付されていることを証明する3枚綴の納付書の1枚目の領収証書が提出された後に交付する。

3. 技能証明の限定変更の交付

限定変更の決裁事務は本省で行い決裁後本省より申請者に技能証明の限定変更の証明書を送付する。

4. 航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明の交付

航空英語能力証明、計器飛行証明及び操縦教育証明の決裁事務は本省で行い決裁後本省より申請者に証明書を送付する。

5. 技能証明等の交付後の事務処理

- (1) 本省又は地方航空局は、技能証明書等を手交（限定変更等の証明を含む。）したとき又は郵送したときは、技能証明交付簿にその手交又は送付年月日を記入し、手交の際は受領印又は署名をもらい、郵送の場合は、その旨記録する。
- (2) 本省は、電算機に入力する。
- (3) 本省は、(2)の処理を完了したときは、決裁文書にDB登記済を押印し、保存する。

X III 再交付及び記載事項の変更

再交付及び記載事項の変更

提出書類はすべてA4サイズとする。(ただし、公的機関から発行されたものを除く。)

1. 技能証明等の再交付申請（規則第71条）

再交付は、亡失、遺失、盗難、破損、汚損について嚴重に審査を行い、次のとおり実施する。

- (1) 申請書の受理は、本省において行う。
- (2) 再交付申請に必要な書類
 - (ア) 再交付申請書（規則第28号様式）----- 1通
 - (イ) 技能証明書（失った場合を除く。）----- 1通
 - (ウ) 住民票（本籍の記載されたもの。）----- 1通
 - (エ) 写真（タテ3cm、ヨコ2.4cm、裏面は氏名を記入）----- 1葉
- (3) 再交付申請の審査に際しては、住民票により申請者の本籍、氏名等を確認する。
- (4) 再交付する技能証明書の番号は、失った技能証明書の番号と同じとする。交付年月日は再交付であることを明示して再交付の年月日を記入する。

使用印（朱色スタンプ）

再交付（ ）
技能証明年月日

- (5) 再交付を受けたのち、失った技能証明書を発見したときは、直ちに、その失った方の技能証明書を返納すること（規則第72条）。

2. 技能証明等の記載事項の変更（旧技能証明書保有者のみに適用）

技能証明書等の記載事項の変更は氏名及び本籍地等の変更の場合のみに行うこととする。

- (1) 申請書の受理及び変更の処理は、本省及び地方航空局において行う。
(地方航空局において処理した場合は、申請書他を本省に送付する。)
- (2) 記載事項変更申請に必要な書類
 - (ア) 技能証明書等の記載事項変更届（要領様式 16） ----- 1 通
 - (イ) 住民票（本籍の記載されたもの。） ----- 1 通
氏名変更の確認ができない場合には、住民票の代わりに戸籍妙本とする。
- (3) 変更を行った場合は、技能証明等及び(2)(ア)に、記載事項変更を押印する

使用印（朱色スタンプ）

本 籍 地 変 更 (年 月 日) 確 認 ()

氏 名 変 更 (年 月 日) 確 認 ()

XIV 実地試験実施状況報告 及び書類の保存期間

実地試験実施状況報告及び書類の保存期間

1. 技能証明実地試験実施状況報告

航空従事者試験官は、試験実施後、実地試験台帳に実施状況を記入するものとする。また、前任航空従事者試験官は、年度ごとに首席航空従事者試験官にその写しを送付する。

2. 書類の保存期間

技能証明書等の交付の決裁関係書類は30年保存とする。

X V オンラインによる申請

オンラインによる申請

1. 技能証明等申請及び技能証明等再交付申請

当分の間、オンライン申請は申請書（規則第19号、第19号の2及び第28号様式）のみとし、各申請書に添付する書類は、別途持参又は郵送することとする。

（※オンラインによる申請手続きは、国土交通省ホームページを参照。）

2. 要領様式による申請

要領様式による申請書及び添付書類の提出は、要領様式の規定にかかわらず、電子メールその他の電磁的記録による方法で行うことができる。